

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
(令和3年3月31日)

【目次】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項・・・・・・・・・・	1
(1) 加算等の届出・・・・・・・・・・	1
(2) 障害福祉サービス等における横断的事項・・・・・・・・	1
2. 訪問系サービス・・・・・・・・・・	10
(1) 重度訪問介護・・・・・・・・・・	10
(2) 行動援護・・・・・・・・・・	12
3. 日中活動系サービス・療養介護・・・・・・・・・・	13
(1) 生活介護・・・・・・・・・・	13
(2) 短期入所・・・・・・・・・・	14
(3) 療養介護・・・・・・・・・・	15
4. 施設系・居住支援系サービス	
(1) 施設入所支援・・・・・・・・・・	15
(2) 共同生活援助・・・・・・・・・・	16
(3) 自立生活援助・・・・・・・・・・	23
5. 障害児支援	
(1) 障害児通所支援・・・・・・・・・・	24
(2) 障害児入所施設・・・・・・・・・・	30
6. 一部訂正及び削除するQ&A・・・・・・・・・・	32
(1) 一部訂正するQ&A・・・・・・・・・・	32
(2) 削除するQ&A・・・・・・・・・・	38

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 加算等の届出

(加算等の届出)

問1 加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないが、制度改正の影響により届出が間に合わなかった場合の特例はあるのか。また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」についても、特例の措置はあるのか。

(答)

令和3年4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにも関わらず、届出が間に合わないといった場合については、令和3年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとする。

また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を4月中に提出された場合も、4月1日に遡って適用する。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

※ 本特例は令和3年4月1日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではない。

(2) 障害福祉サービス等における横断的事項

(地域生活支援拠点等・運営規程)

問2 短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・自立生活援助・地域定着支援に限る。以下、同じ。）が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、運営規程において市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。

(答)

地域生活支援拠点等は、市町村又は圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。

なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。

(地域生活支援拠点等・加算の対象者)

問3 短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、A市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所を、B市町村に居住する者が利用する場合についても算定は可能か。

(答)

算定することが可能である。

(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置①)

問4 令和6年3月31日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、どのような研修が該当すると考えられるか。

(答)

「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、都道府県又は市町村が事業所から提出される体制届に添付される研修の実施要綱等により研修の目的やカリキュラム等を確認した上で、都道府県又は市町村がピアサポーターの養成を目的とした研修であると認める研修が該当する。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、単なるピアサポーターに関する講演については認められないこと。

また、自治体や民間団体が実施するピアサポーターの養成を目的とした研修の例は、以下を参照されたい。(対象として認められる研修は以下に限定されるものではなく、研修の実施要綱等により、研修の目的やカリキュラム等を確認の上、個別に判断すること。)

(参考1) 自治体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において実施したピアサポーター養成研修(都道府県、指定都市、中核市)
- ・精神障害者関係従事者養成研修事業における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修において実施したピアサポーター養成研修(都道府県)

(参考2) 厚生労働科学研究において実施したピアサポーターを養成することを目的とした研修

- ・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」において実施したピアサポーター養成研修
- ・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」において実施した講師・FT(ファシリテーター)養成研修又はピアサポーター養成研修

(参考3) 民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

- ・一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構が実施するピアサポーター養成研修
- ・全国自立センター協議会が実施するピアカウンセリング講座(集中講座・長期講座等) 等

(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置②)

問5 令和6年3月31日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」を受講した障害者等についても、経過措置期間経過後に加算を算定するためには、地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要があるか。

(答)

経過措置期間経過後に引き続き加算を算定するためには、経過措置期間中に地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要がある。

(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置③)

問6 ピアサポート体制加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することについて、ピアサポーターから同意が得られない場合の加算の算定の取扱如何。

(答)

ピアサポーターの配置については、ピアサポートによる支援を希望する者に対して事業所選択の重要な情報として知ってもらうために公表することをピアサポート体制加算の算定要件としているものであるが、公表の趣旨を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、ピアサポーターから同意が得られない場合においては、公表していない場合であっても、個々に利用者や利用申込者に対してピアサポーターを配置している旨を説明することを前提とした上で算定することとして差し支えない。

(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・障害種別)

問7 ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。

(答)

算定することが可能である。

(医療連携体制加算①)

問8 医療機関等との連携に当たり、看護職員の訪問について医療機関と文書により契約を締結することが必要か。

また、「医療機関等」の「等」とは、どのような機関を想定していて、看護職員の範囲はどのように考えればよいか。

(答)

医療機関等と文書による契約を締結することとする。

「医療機関等」とは、例えば、同一法人内の施設において配置基準以上の看護

職員が配置されており、同施設の運営に支障がない範囲で派遣される場合や医療保険又は介護保険上の指定を受けた訪問看護事業所が考えられる。

なお、同一法人内の施設から派遣する場合は、法人内の医療体制に係る実施計画等を作成し、看護職員が配置されている本体施設に支障がないよう留意する必要がある、看護職員が派遣先で看護の提供や喀痰吸引等に係る指導を行った場合、当該業務に係る勤務時間は、同施設における常勤換算の時間数には含めないこと。

このほか、事業所に配置される看護職員についても加算の対象とする。

事業所を訪問する看護職員の範囲は、看護師、准看護師及び保健師とする。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

- ・平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q&A VOL. 1 (平成 21 年 3 月 12 日事務連絡) 問 1－9
- ・平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q&A VOL. 2 (平成 21 年 4 月 1 日事務連絡) 問 1－3
- ・平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL. 3 (平成 27 年 5 月 19 日事務連絡) 問 1

(医療連携体制加算②)

問 9 利用者に対する看護の提供時間によって、医療連携体制加算の報酬区分が異なるが、この看護の提供時間はどのように考えるのか。

(答)

医療的ケアを必要としない利用者の場合は、利用者それぞれについて、直接に看護を提供した時間とし、医療的ケアを必要とする利用者の場合は 直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間（看護職員が事業所に滞在した時間）とする。

なお、「直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間（看護職員が事業所に滞在した時間）」について、医療的ケアを必要とする利用者が事業所にいない時間帯は含めないこととし、例えば、医療的ケアを必要とする利用者が 3 時間サービスを利用し、看護職員が当該 3 時間を含めて計 6 時間事業所に滞在している場合は、看護職員が 3 時間事業所に滞在していたものとして取り扱う。

具体的なイメージは次のとおり。

(例 1) 以下の場合、看護の提供時間を 6 時間として取り扱う。

時間	10時	11時	12時	13時	14時	15時
医療的ケアが必要な利用者	←→					
医療的ケアが必要な利用者			←→			
看護職員	←→					

(例2) 以下の場合、看護の提供時間を次のとおり取り扱う。

- ・ 医療的ケアが必要な利用者への看護は3時間
- ・ 医療的ケアが不要な利用者への看護は6時間のうち、直接看護を提供した時間

時間	10時	11時	12時	13時	14時	15時
医療のケアが必要な利用者						
医療のケアが不要な利用者						
看護職員						

(医療連携体制加算③)

問10 医療的ケアを必要とする利用者の判断（短期入所又は重度障害者等包括支援における医療連携体制加算（Ⅵ）を除く。）は、誰が行うのか。

(答)

以下のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であるか否かについて、利用者、家族、主治医からの聞き取りや事業所に配置する看護職員が確認するなどにより、事業所において判断する。

スコア表（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表）

医療的ケア判定スコア		基本 スコ ア	見守りスコア		
			高	中	低
1. 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理N		10	2	1	0
2. 気管切開の管理		8	2		0
3. 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1		0
4. 酸素療法		8	1		0
5. 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）		8	1		0
6. ネブライザーの管理		3			0
7. 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2		0
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
8. 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）		8	2		0

9. 皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）	5	1	0
	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1	0
10. 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）		3	1	0
11. 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）		8	2	0
12. 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0	
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）	3	1	0
13. 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	
	(3) 浣腸	3	0	
14. 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2	0

（注）「13. 排便管理」における「(3)浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。

（医療連携体制加算④）

問 11 医療連携体制加算の必要性によって報酬区分が異なる取扱いになったことで、医師からの指示があれば医療的ケアを必要としない利用者に対する看護についても加算の算定が可能であることが明確となったが、バイタルサインの測定のみを行う場合も加算の対象となるのか。

（答）

利用者の状態によっては、バイタルサインの測定が医師からの看護の提供に係る指示によるものであれば加算の対象として差し支えなく、単にバイタルサインの測定のみを行うことをもって加算の対象外とはならない。また、医師からの指示書にバイタルサインの測定を行う目的や病態変化時のバイタルサインの変動等について記載してもらう等、バイタルサイン測定の必要性の根拠を明確にすること。

（今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除）

- ・平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL. 1（平成21年3月12日事務連絡）問8－5
- ・平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL. 2（平成21年4月1日事務連絡）問1－7
- ・平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL. 3（平成21年4月30日事務連絡）問4－1

(医療連携体制加算⑤)

問 12 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受ける取扱いが明確となったが、令和3年4月より前に、連携先の医療機関から事業所の利用者全員に対して同じ指示を適用させるなど、主治医から個別の指示を受けていない取扱いをしていた事業所に対し、報酬を返還させることが必要か。

(答)

令和3年4月より前に遡って返還させる必要はない。

(医療連携体制加算⑥)

問 13 主治医からの医療的ケアの実施に係る指示を受けている利用者について、看護職員が事業所を訪問したが、サービス利用日に結果的に医療的ケアを行う必要がなかった場合は、加算の算定はできないのか。

(答)

医療的ケアを必要とする利用者に看護職員を派遣しており、結果的に医療的ケアを必要としなかった場合であっても、医療的ケアを必要とする利用者に看護を行ったものとして取り扱って差し支えない。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

・平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL. 1 (平成21年3月12日事務連絡) 問14-10

(医療連携体制加算⑦)

問 14 1人の看護職員が看護を提供可能な利用者数は、報酬区分によって8人又は3人とされているが、9人又は4人以上の利用者に対して看護を提供した場合については、どのように取り扱うのか。

(答)

看護を提供可能な利用者数を超える場合は、複数の看護職員で対応すること。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

・平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL. 2 (平成21年4月1日事務連絡) 問1-5

(医療連携体制加算⑧)

問 15 多機能型事業所の場合、加算の対象となる利用者の人数はどのように考えるのか。

(答)

各サービスにおいて加算の対象となる利用者を合計して取り扱う。なお、生活介護又は自立訓練(機能訓練)を実施している多機能型事業所の場合は、医師及

び看護職員の配置がされていることから、当該多機能型事業所の利用者（児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用者を除く。）については、医療連携体制加算を算定しない。

（今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除）

・平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL. 2（平成21年4月1日事務連絡）問1－6

（医療連携体制加算⑨）

問16 看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、看護職員1人に対し1日につき算定可能な報酬区分の取扱いについて、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合はどのように請求すればよいか。

（答）

以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

500 単位× 看護職員数

÷

当該月の事業所の利用
者のうち、たんの吸引等
が必要な利用者数

=

1人当たり単位数／日
※ 1単位未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

【例】

4月中に、たんの吸引等が必要な利用者が3人いる事業所に、4月1日は看護職員2人が、4月20日は看護職員1人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

・ (500 単位× 2人) ÷ 3人 = 333.3 単位

→ 333 単位／日（4月1日分）

・ (500 単位× 1人) ÷ 3人 = 166.6 単位

→ 166 単位／日（4月20日分）

⇒ 333 単位+166 単位=499 単位／月（4月分）

※ (500 単位× 3人) ÷ 3人=500 単位／月とするのではない。

（今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除）

・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 5（平成24年8月31日事務連絡）問32

(医療連携体制加算⑩)

問 17 常勤看護職員等配置加算を算定している福祉型短期入所事業所の場合、医療連携体制加算はどのように取り扱うのか。

(答)

医療連携体制加算 (Ⅷ) についてのみ、算定可能とする。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL. 3 (平成 30 年 5 月 23 日事務連絡) 問 7

(身体拘束等廃止未実施減算①)

問 18 身体拘束等廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施について、「年に 1 回」とは、年度で考えるのか。または、直近 1 年で考えるのか。

(答)

直近 1 年で考える。

(身体拘束等廃止未実施減算②)

問 19 身体拘束等廃止未実施減算については、「事実が生じた場合」に「事実が生じた月の翌月」から減算することとされている。実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の適用はどのようになるか。

(答)

「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す。

このため、例えば、令和 5 年 5 月 1 日に運営基準を満たしていないと確認できた場合は、令和 5 年 6 月サービス提供分から減算を行うこととなる。

(人員配置基準等における両立支援)

問 20 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。

(答)

障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。

<常勤の計算>

- ・ 育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30 時間以上の勤務で、常勤扱いとする。

<常勤換算の計算>

- ・ 職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で、常勤換算上も 1 と扱う。

<同等の資質を有する者の特例>

- ・ 「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。
- ・ なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。

2. 訪問系サービス

(1) 重度訪問介護

(重度訪問介護①)

問 21 問 40 のグループホームの夜勤に関する対応は、重度訪問介護についても適用されるのか。

(答)

重度訪問介護についても、グループホームと同様に夜勤者については労基法第 34 条の休憩時間を与える必要があるため、問 40 を参考に、適切に夜勤者の休憩時間の確保を行うこと。

また、夜間における介護を常態的にほとんど行う必要がない場合であって、一定の要件に該当する場合には、グループホームの場合と同様に、労基法第 41 条第 3 号の「断続的労働」に該当するとして、あらかじめ労働基準監督署長の許可を受けることにより、労基法上の休憩時間や労働時間に関する規定が適用されなくなる場合があることから、必要に応じて所轄の労働基準監督署に相談すること。

(参考)「断続的労働」の許可基準

- ・ 断続的労働に従事する者とは、勤務時間の中で、実作業時間が少なく、手待時間（実作業は発生しておらず、仮眠などを取ることも自由だが、事業所内に待機し、作業が発生した場合には対応することとされている時間）が多い者のことであり、例えば寄宿舍の賄人等については、その者の勤務時間を基礎として実作業時間と手待時間折半の程度まで許可することとされている（ただし、実作業時間の合計が8時間を越えるときは許可されない。）。
- ・ 労基法第41条第3号の「断続的労働」とは、その勤務の全労働について、常態として断続的労働である場合をいう。そのため、断続労働と通常の労働が一日の中で混在している場合や、日によって反復するようなものは、これに該当しない。

なお、重度訪問介護の支給決定に当たっては、障害者総合支援法施行規則第12条の規定のとおり、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量とすること。また、労働時間として取り扱わなければならない手待ち時間についてもサービス提供時間として取り扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならないということがないように留意すること。

本回答については、労働基準局監督課と協議済みであることを申し添える。

（重度訪問介護②）

問22 重度訪問介護の「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は「概ね40分以上」とされているが、二人の重度訪問介護従業者による場合（二人介護）について、朝夕の移乗介護時に30分ずつ設定している場合などであって、急きょ片方の時間が利用者の都合等によりキャンセルされた場合においては、「概ね30分以上」であれば報酬算定してもよいのか。

（答）

二人の重度訪問介護従業者による場合（二人介護）について、利用者の都合等により急きょキャンセルされた場合においては、1日の所要時間を通算して概ね30分以上であれば「所要時間1時間未満の場合」で算定可能である。

（移動介護緊急時支援加算①）

問23 緊急時の支援に要した時間について具体的な算定要件はあるか。

また、運転中の時間は報酬を算定できないという従来からの考え方に変更はないか。

（答）

常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であれば、支援に要した時間は問わない。また、運転中は運転に専念するため介護を行い得ず、移送（運転）の行為は障害福祉サービスに含まれないことから、運転中の時間は

報酬の算定対象とはならない。

なお、事業所やヘルパーが所有する自動車により重度訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録が必要であり、これらを受けずに運送を行う事業所については報酬の対象としない。

(移動介護緊急時支援加算②)

問 24 二人介護の対象である利用者の移送の際に、自動車を運転しているヘルパー以外に常時介護が可能なヘルパーがいる場合はどのように考えるか。

(答)

二人介護の場合は、緊急的な支援にヘルパー二人による支援が必要な場合に加算を算定することが可能である。ただし、その場合であっても 1 日につき 240 単位の算定となる。

(「重度障害者等の場合」(重度障害者等包括支援対象者加算))

問 25 重度障害者等包括支援の対象者要件の緩和により、重度訪問介護の利用者について、8.5%加算(障害支援区分 6 該当者加算)から 15%加算(重度障害者等包括支援対象者加算)に変更となる者がいるが、支給決定の変更を行う必要があるか。

(答)

支給決定の変更を行う必要があるが、利用者からの申請がなければ更新のタイミングで変更することで差し支えない。

なお、今回の報酬改定の内容については、事業所・利用者等への周知に努められたい。

(2) 行動援護

(居宅内の行動援護)

問 26 居宅内のみの行動援護の利用は可能か。

(答)

居宅内の行動援護の利用については、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 1」(平成 27 年 3 月 31 日事務連絡)の問 11 でお示したとおり、居宅内の行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護は利用可能であり、これは外出の前後に限らず、居宅内のみの支援も可能であることをいう。

(行動援護の従業者要件等)

問 27 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件について、令和 3 年 3 月 31 日において介護福祉士等であって、知的障害者、知的障害児又は精神

障害者の直接支援業務に2年以上又は5年以上の従事経験を有する者にあつては、令和6年3月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなすとのことであるが、令和3年4月1日以降の従事経験は含めることができないのか。

(答)

お見込みのとおり。

3. 日中活動系サービス・療養介護

(1) 生活介護

(生活介護、施設入所支援・重度障害者支援加算(Ⅱ))

問 28 生活介護における現行の重度障害者支援加算又は施設入所支援における重度障害者支援加算(Ⅱ)について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間に算定される700単位の取扱いが、180日以内の期間について500単位を加算する取扱いとなったが、令和3年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。

(答)

令和3年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して90日を経過している場合(令和3年3月31日が90日目となる場合を含む。)は、加算を算定できない。

一方、90日を経過していない場合は、(180日ー加算の算定日数)の期間について、加算を算定可能である。

(生活介護、施設入所支援・重度障害者支援加算(Ⅱ))

問 29 「指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。」とされているが、障害者支援施設においては、生活介護を通所のみで利用している者についてだけ当該加算が算定可能ということか。たとえば、生活介護を通所のみで利用している者に「強度行動障害を有する者」がおり、生活介護及び施設入所支援を利用している者の中に「強度行動障害を有する者」がいない場合、重度障害者支援加算(Ⅱ)の体制にかかる加算(7単位)は生活介護を通所のみで利用している利用者の方に算定し、施設入所で生活介護を利用しているものには算定しないと考えてよいか。

(答)

障害者支援施設が当該加算を算定する場合、

- ・ 生活介護を通所で利用している者については生活介護
- ・ 障害者支援施設に入所している者については施設入所支援

においてそれぞれ算定することとなる。

したがって、貴見のとおり。

（短時間利用減算）

問 30 利用者がサービス利用開始後、当該利用者が一時的に事業所を離れ、同日中に再度事業所を訪れてサービス利用を再開した（利用者が中抜けをした）場合、利用時間はどのように考えるのか。

（答）

利用者がサービスを利用した時間を合算して取り扱う。

（常勤看護職員等配置加算）

問 31 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、医療的ケアを必要とする者に生活介護等を提供したことが要件となるが、これは前年度や前月等に実績から判断するのか。

（答）

開所日ごとに、その日の実績をもって算定可否を判断する。

（今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除）

・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL. 1（平成 30 年 3 月 30 日事務連絡）問 53

（2）短期入所

（日中活動支援加算①）

問 32 算定対象となる利用者について、「指定短期入所の利用開始時に指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者」とされているが、利用者本人又はその家族が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）において医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされている場合は、算定対象となるのか。

（答）

当該規定は、医療型短期入所事業所が当該事業所以外のサービス利用状況を把握し、利用者の日常生活を把握し、計画的な利用を促すために設けている。そのため、セルフプランの場合は対象とならない。

（日中活動支援加算②）

問 33 日中活動支援計画は、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者が共同して作成することとされているが、実際の支援についてもこれら職種が行う必要があるか。

(答)

支援については、生活支援員や児童指導員が行って差し支えない。

(3) 療養介護

問 33 の 2 療養介護について、医療的ケアスコアの確認が必要となる対象者の要件が告示（改正後の平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）で示されたが、医療的ケアスコアの確認について、障害支援区分の認定における医師意見書の依頼と併せて、市町村から主治医に確認を依頼することも可能か。

(答)

貴見のとおり、可能である。

4. 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

(口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算①)

問 34 口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算における「歯科衛生士」とは、施設職員に限定されるのか。協力歯科医療機関等の歯科衛生士でも差し支えないか。

(答)

施設と雇用関係にある歯科衛生士（常勤、非常勤を問わない）、又は、協力歯科医療機関等に属する歯科衛生士のいずれであっても算定可能である。

(口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算②)

問 35 口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算の算定に当たり作成することとなっている「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、施設ごとに計画を作成することになるのか。

(答)

貴見のとおり。なお、口腔衛生管理加算の算定に当たっては、当該計画のほか、入所者ごとに「口腔衛生管理に関する実施記録」を作成・保管することが必要となる。

(口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算③)

問 36 口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合はどのように取り扱うのか。

(答)

入院・外泊中の期間は除き、当該月において1日でも当該施設に在所した入所者について算定可能とする。

(口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算④)

問 37 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士による口腔ケアが月2回以上実施されている場合に算定可能となっているが、月の途中で入所した者について、入所月における歯科衛生士による口腔ケアが月2回に満たない場合は算定可能か。

(答)

月途中からの入所であっても、月2回以上口腔ケアが実施されていない場合は算定できない。

(口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算⑤)

問 38 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士による口腔ケアが月2回以上実施されている場合に算定可能となっているが、同一日の午前と午後それぞれ口腔ケアを実施した場合は、2回分として取り扱うのか。

(答)

同一日に複数回口腔ケアを実施した場合は、1回分として取り扱う。

(口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算⑥)

問 39 口腔衛生管理体制加算について、「歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと」とされているが、医療保険の歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日と同一日であっても、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導を行っていない時間帯であれば、「実施時間以外の時間帯」に該当すると考えてよいのか。

(答)

貴見のとおり。

(2) 共同生活援助

(夜間支援等体制加算①)

問 40 グループホームの夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定するには、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保する必要があるが、その一方で、労働基準法においては、使用者は、労働時間が6時間を超える場合

においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないこととされている。

そのため、グループホームの夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定するには、夜間支援従事者の配置は1人では足りず、夜勤を行う夜間支援従事者を2人確保するか、夜勤を行う夜間支援従事者1人に加えて、宿直を行う夜間支援従事者を1人確保することが必要となると解するがどうか。

（答）

夜勤を行う夜間支援従事者には、労働基準法（以下「労基法」という。）第34条の規定に基づき、適切な休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないが、当該夜間支援従事者が夜間及び深夜の時間帯に休憩時間を取得する場合であっても、実態としてその配置されている共同生活住居内で休憩時間を過ごす場合は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定に当たっては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものと取り扱って差し支えない。

ただし、労働基準法上、休憩時間中に事業所を離れることを禁止することはできず、仮に当該夜間支援従事者が休憩時間中に当該事業所を離れる場合には、あらかじめ、十分な時間的余裕をもってその意向を伝えさせ、当該時間帯に必要な交代要員を当該事業所内に確保する必要があること。

なお、労基法第34条の休憩時間とは、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間であり、実作業は発生しておらず仮眠などを取っている時間であっても、事業所内に待機し、緊急の場合などで作業が発生した場合には対応することとされている時間（いわゆる「手待時間」）は、労働から離れることを保障されているとは言えないため、休憩時間には当たらず、労働時間として取り扱わなければならないこと。

このため、以下の点を踏まえて、夜間支援従事者の適切な休憩時間を確保する必要があることに留意すること。

- ・ 適切な休憩時間帯の設定等について

利用者の人数や状態像、これまでの支援の実態等を考慮し、基本的に業務が発生することがない時間（例：完全消灯時刻での全ての利用者の入眠確認後や、深夜の定期巡回による異常がないことの確認後など）をあらかじめ休憩時間と定め、当該時間について、夜間支援従事者が労働から離れることを保障すること。

この際、あらかじめ、夜間及び深夜帯における休憩時間帯の定め（※）について、利用者やその家族に周知すること。また、休憩時間中に業務が発生することがないように、利用者の状態像や支援の必要な時間帯等を配慮した夜間及び深夜帯における具体的な支援計画を作成するよう努めること。

なお、利用者の状態像や支援の必要な時間帯等に照らし、法定の休憩時間を一括して取得させることが困難な場合には、例えば 30 分ずつ 2 回に分割して休憩時間を定めることも可能である。

- ※ 労基法第 89 条において、休憩時間を就業規則に明記しなければならないこととされているため、常時 10 人以上の労働者を使用するグループホームにあっては、就業規則において、夜間及び深夜の時間帯のうち、休憩時間をあらかじめ明示的に定めておく必要がある。

就業規則において休憩時間を一義的に定めがたい場合にあっては、基本となる休憩時間として夜間及び深夜の時間帯のうち休憩時間とする時間帯をあらかじめ明示的に定めるとともに、休憩時間については具体的に各人に個別の労働契約等で定める旨の委任規定を就業規則に設ける必要があり、さらに、個別の労働契約等で具体的に定める場合にあっては、書面により明確に定めておく必要がある。なお、常時 10 人以上の労働者を使用しているグループホーム以外であっても、労働条件を明確化する観点から、就業規則を作成することが望ましい。

- ・ 休憩時間に係る利用者、夜間支援従事者等への事前説明について
夜間支援従事者の休憩時間中は、原則として入居者からの連絡・相談等への対応は行わない旨を利用者やその家族に説明するとともに、休憩時間中に入居者から連絡・相談等があった場合、休憩時間終了後に対応する旨を伝えることで足りる旨を事前に夜間支援従事者に伝達しておくこと。
- ・ 休憩時間中の緊急時の対応について
上記により夜間支援従事者の適切な休憩時間を確保している場合であっても、当該夜間支援従事者が休憩中に利用者の病状の急変等への対応などにより、実際に労働に従事した場合には、当該労働に要した時間分の休憩時間を別途与えなくてはならないこと。
この場合、別途の休憩時間を取得した旨を記録する取扱いを定めておくことが望ましい。

利用者の状態像等から、1 人の夜間支援従事者では上記による適切な休憩時間の確保が困難な場合においては、夜間支援従事者の休憩時間に係る交代要員を別途確保する必要がある。

この場合、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置する夜間支援従事者に加えて追加で夜勤職員又は宿直職員を配置した場合には、夜間支援等体制加算（Ⅳ）、（Ⅴ）又は（Ⅵ）の算定対象となるため、夜間における必要な人員体制の確保を図ること。

なお、夜間における介護等の業務を常態的にほとんど行う必要がない場合であって、一定の要件に該当する場合には、労基法第 41 条第 3 号の「断続的労働」や「断続的な宿日直」に該当するとして、あらかじめ労働基準監督署長の許可を受けることにより、労基法上の休憩時間や労働時間に関する規定が適用されなくなる場合があることから、必要に応じて、所轄の労働基準監督署に相談すること。

（参考 1）断続的な労働の許可基準

- ・ 断続的労働に従事する者とは、勤務時間の中で、実作業時間が少なく、手待時間（実作業は発生しておらず、仮眠などを取ることも自由だが、事業所内に待機し、作業が発生した場合には対応することとされている時間）が多い者のことであり、例えば寄宿舍の賄人等については、その者の勤務時間を基礎として実作業時間と手待時間折半の程度まで許可することとされている（ただし、実作業時間の合計が 8 時間を越えるときは許可されない。）。
- ・ 労基法第 41 条第 3 号の「断続的労働」とは、その勤務の全労働について、常態として断続的労働である場合をいう。そのため、断続労働と通常の労働が一日の中で混在している場合や、日によって反復するようなものは、これに該当しない。

（参考 2）断続的な宿日直の許可基準

本来の業務の終了後などに宿直や日直の勤務を行う場合がこれに当たり、社会福祉施設の場合、以下のすべてを満たす場合に許可することとされている。

- ①通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。
 - ②夜間に従事する業務は、一般的な宿日直業務である定時巡視、緊急の電話などの収受などのほかは、少数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業に限ること。従って、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同態様の業務は含まれないこと。
 - ③夜間に十分睡眠がとれること。
 - ④上記以外に、一般の宿直許可の際の条件を満たしていること。
- ※ 上記②の「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしであっても要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まず、「短時間」とは、上記の介助作業が 1 勤務中に 1 回ないし 2 回含まれていることを限度として、1 回の所要時間が通常 10 分程度のものをいうものであること。

本回答については、労働基準局監督課と協議済みであることを申し添える。

（夜間支援等体制加算②）

問 41 夜間支援等体制加算に新たに障害支援区分ごとの単価が設けられたが、障害支援区分は現に入居している利用者の障害支援区分に基づき算定することとなるのか。

(答)

お見込みのとおり。

(夜間支援等体制加算③)

問 42 グループホームの夜間支援等体制加算 (IV) ～ (VI) について、以下の利用者は算定することは可能か。

- ①夜間支援等体制加算 (I) による夜勤職員が2人以上いる共同生活住居の利用者
- ②夜間支援等体制加算 (I) による夜勤職員が常駐ではなく、巡回により一部の時間帯だけ配置される共同生活住居の利用者

(答)

①及び②いずれも算定できない。

(夜間支援等体制加算④)

問 43 1つの共同生活住居の中で利用者ごとに異なる夜間支援等体制加算(IV) ～ (VI) を算定することは可能か。

(答)

算定できない。

(夜間支援等体制加算⑤)

問 44 1つの事業所において、複数の夜間支援等体制加算 (IV) ～ (VI) を算定することは可能か。

(答)

例えば、以下の場合に複数の夜間支援等体制加算 (IV) ～ (VI) を算定することが可能である。

なお、夜間支援等体制加算 (IV) ～ (VI) による夜勤職員又は宿直職員が実際に巡回により支援を行う共同生活住居の利用者に対して、それぞれの加算を算定すること。

〔例〕 事業所の利用者数 50 名 (住居①5名、住居②5名、住居③5名、住居④6名、住居⑤6名、住居⑥6名、住居⑦7名、住居⑧10名) の場合

※①～⑧の住居全てに夜間支援等体制加算 (I) による夜勤職員が1名常駐

※夜間支援等体制加算 (IV) ～ (VI) それぞれ別の職員 (計3名) を配置

・夜間支援等体制加算 (IV) による夜勤職員が①～③を巡回により支援

→①から③の住居の利用者に夜間支援等体制加算 (IV) を算定

・夜間支援等体制加算 (V) による夜勤職員が④～⑥を巡回により支援

- ④から⑥の住居の利用者に夜間支援等体制加算（Ⅴ）を算定
- ・夜間支援等体制加算（Ⅵ）による宿直職員が⑦、⑧を巡回により支援
- ⑦、⑧の住居の利用者に夜間支援等体制加算（Ⅵ）を算定

（夜間支援等体制加算⑥）

問 45 夜間支援等体制加算（Ⅳ）～（Ⅵ）の対象となる共同生活住居が1つのみの場合は、当該加算により加配した夜勤職員が共同生活住居に巡回ではなく常駐する場合も算定することは可能か。

（答）

算定が可能である。

（夜間支援等体制加算⑦）

問 46 夜間支援等体制加算（Ⅳ）～（Ⅵ）の夜間支援対象利用者の数については、どのように算定するのか。

（答）

夜間支援等体制加算（Ⅳ）～（Ⅵ）の単価に係る夜間支援対象利用者の数については、対象となる住居に係る夜間支援等体制加算（Ⅰ）の夜間支援対象利用者の数を合計した数とすること。

（例）住居①～③の利用者を対象に夜間支援等体制加算（Ⅳ）による夜勤職員1名、住居④～⑥の利用者を対象に夜間支援等体制加算（Ⅴ）による夜勤職員1名を配置する場合

	共同生活住居の 前年度の平均利 用者数	夜間支援等体制加算（Ⅰ）の 夜間支援対象利用者の数 （前年度の平均利用者数の 小数点第1位を四捨五入）	夜間支援等体制加算（Ⅳ）・（Ⅴ）の 夜間支援対象利用者の数
住居①	5.6人	6人	夜間支援等体制加算（Ⅳ）18人（住居①6人＋住居②5人＋住居③7人）
住居②	5.0人	5人	
住居③	6.6人	7人	
住居④	4.3人	4人	夜間支援等体制加算（Ⅴ）16人（住居④4人＋住居⑤6人＋住居⑥6人）
住居⑤	6.2人	6人	
住居⑥	6.3人	6人	

（夜間支援等体制加算⑧）

問 47 夜間支援等体制加算（Ⅴ）は、追加で配置する夜勤職員が夜間及び深夜の一部の時間帯のみ体制を確保する場合に算定可能であるが、具体的にどのような場合が想定されるか。

（答）

例えば、夜間の一部の時間帯において手厚い支援体制が必要となる利用者を支援する場合のほか、夜間支援等体制加算（Ⅰ）による常駐の夜勤職員の適切な休憩時間を確保するため、休憩時間の代替要員として配置する場合等が考えられる。

なお、休憩時間の代替要員として配置する場合については、交代時に適切な引継ぎを行うことにより、利用者の夜間の支援に支障が生じることがないように留意すること。

（医療的ケア対応支援加算）

問 48 医療的ケア対応支援加算の対象者の確認方法如何。

（答）

市町村は、申請者や利用者等からの申出書等により、グループホームにおいて必要となる医療的ケアを確認の上、加算の該当の有無を判断すること。

なお、医療的ケア対応支援加算については、指定基準に定める員数の従業員に加えて看護職員を常勤換算で1以上配置しているものとして都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長に届け出た事業所が算定対象になることに留意すること。

別途、医療的ケアに係る申出書の参考様式を示すこととしているので、参考とされたい。

（医療的ケア対応支援加算）

問 49 医療的ケア対応支援加算と看護職員配置加算は併給することはできるか。

（答）

併給することが可能である。

（医療連携体制加算）

問 50 医療連携体制加算（Ⅶ）について、看護師1人につき算定できる利用者数の上限が20人までと設けられたが、定員20人を超える事業所に看護師1人を配置した場合、請求対象となる利用者20人をどのように選出するのか。

（答）

医療連携体制加算（Ⅶ）については、医療面の適切な支援体制を確保する観点から、看護師1人の確保につき利用者20人を上限としたものである。

本加算による支援が必要な利用者が20人を越える場合は、利用者20人につき1人の看護師を追加で確保することが望ましいが、定員20人を越える事業所に看護師1人のみを確保する場合においては、事業所において当該看護師が支援を行う利用者を最大20人まで選定し、当該利用者に加算を算定して差し支えない。

（3）自立生活援助

(利用者①)

問 51 「同居家族の死亡及びこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から 1 年以内のもの」とは、どのようなものが想定されるのか。

(答)

同居家族の死亡の他、例えば、

- ・同居家族が長期に入院することとなった場合
- ・同居家族から虐待を受けている場合

等、急遽やむを得ず単身での生活を開始したものを想定しているが、利用者や家族の状況等を踏まえて、市町村において適切に判断されたい。

なお、利用者本人の希望により単身での生活を開始した場合には対象とならない。

(利用者②)

問 52 同居家族が高齢等のため自立生活援助サービス費（Ⅱ）を算定していた利用者が、当該同居家族の死亡により単身生活を始めることとなった場合は、自立生活援助サービス費（Ⅰ）に変更することができるか。

(答)

単身生活を開始した月より自立生活援助サービス費（Ⅰ）に変更することが可能である。

(兼務の取扱い)

問 53 自立生活援助事業所の従業者（地域生活支援員、サービス管理責任者）について、兼務の取扱いはどうなるのか。

(答)

自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従となるが、地域生活支援員とサービス管理責任者の兼務は可能であるとともに、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者が当該自立生活援助事業所の管理者、地域生活支援員、他の事業所又は施設等の職務に従事することができる。

ただし、兼務先の基準を満たすことも必要となるため、双方から兼務に支障がないかを判断する必要がある。

また、兼務先の職務が常勤換算方法による配置を要件とする場合は、当該職員の自立生活援助事業所における勤務時間を、兼務する職務の常勤換算に含めることはできない。

(緊急時支援加算)

問 54 緊急時支援加算（Ⅰ）について、1回の訪問において、例えば、22時から3時まで滞在による支援を行った場合、2日分の算定は可能か。

（答）

当該加算は日単位での算定が可能であり、1回の訪問であっても、日を跨いで滞在による支援を行った場合には、両日分が算定可能である。

5. 障害児支援

（1）障害児支援共通

（事業所内相談支援加算①）

問 55 事業所内相談支援加算（Ⅰ）について、障害児に通所による支援を行っていない日に算定することもできることとされたが、事業所が相談援助を行う日に、相談援助を行う事業所とは別の事業所に通所した場合（※）も算定は可能か。また、事業所内相談支援加算（Ⅱ）についても同様と考えて良いか。

（※）午前に保護者がA放課後等デイサービス事業所で相談援助を受け、午後に障害児がB放課後等デイサービス事業所を利用するような場合。

（答）

障害児通所支援に係る報酬は1日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。

しかし、事業所内相談支援加算（Ⅰ）及び事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、通所による支援と別日に相談援助等が行われ、結果として、保護者への相談援助を行う日に、障害児が他の事業所を利用することも想定されることから、貴見のとおり取り扱って差し支えないものとする。

ただし、同一日に2つ以上の事業所による相談援助を行った場合、相談援助に係る加算はいずれかの事業所のみ算定できる点に留意されたい。

（事業所内相談支援加算②）

問 56 事業所内相談支援加算（Ⅰ）及び事業所内相談支援加算（Ⅱ）について、相談援助を行う従業者に係る要件はあるのか。

（答）

相談援助を行う従業者に係る要件はないので、事業所において、当該相談援助を行うのに適した従業者に行わせることで、算定要件を満たすものとする。

なお、事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、同時に、複数の保護者に対して相談援助を行うため、事業所内で、保護者への相談援助について一定の経験を有する者が担うことを想定している。

(事業所内相談支援加算③)

問 57 事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、グループでの面談として、ペアレント・トレーニングなどを想定しており、単に保護者会のように保護者同士が話し合い、事業所の従業者は同席しているだけのよう場合は算定の対象外と考えてよいか。また、グループでの面談等の具体的な方法について要件はあるのか。

(答)

事業所の従業者による相談援助が介在しない場合は、貴見のとおり本加算の算定は認められない。

グループでの面談等の具体的な方法については、各事業所において検討するものとし、報酬を算定する要件として、具体的な方法は定めていない。

なお、厚生労働省の令和元年度障害者総合福祉推進事業において、「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」(※)が作成されているので、グループでの面談等の効果的な方法を検討いただく上での参考とされたい。

(※) 令和元年度障害者総合福祉推進事業「発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成」成果物。

(関係機関連携加算)

問 58 関係機関連携加算では会議にテレビ電話装置等の活用が認められたが、事業所内相談支援加算（Ⅰ）及び事業所内相談支援加算（Ⅱ）について、相談援助を行う場合に、テレビ電話装置等により実施することは可能か。

(答)

事業所内相談支援加算を算定する上では、事業所内において、障害児やその家族等の様子や反応を十分に把握した上で行うことが必要であり、テレビ電話装置等を用いた相談援助は加算の対象とはならないものとする。

(個別サポート加算（Ⅰ）①)

問 59 個別サポート加算（Ⅰ）は重症心身障害児の給付決定の際にも判定を行い、受給者証に印字するのか。

(答)

重症心身障害児は、基本的には重心型の事業所を利用することが多いと思われる。この場合は、個別サポート加算（Ⅰ）は算定できないので、機械的に受給者証に印字をする必要はない。

一方、重症心身障害児が、重心型の事業所以外を利用する場合、個別サポート加算（Ⅰ）を算定できるようになるため、こうした場合は加算のための調査を行い、受給者証に印字されたい。

(個別サポート加算（Ⅰ）②)

問 60 児童発達支援及び医療型児童発達支援について、個別サポート加算（Ⅰ）は、3歳未満か3歳以上かにより判定する基準が異なるが、どの時点の年齢を基準に判定すべきか。乳幼児等サポート調査を行った日か、若しくは給付決定の有効期間の始期か。

（答）

基本的には乳幼児等サポート調査を行った日における障害児の年齢により判断するものとする。

（個別サポート加算（Ⅰ）③）

問 61 強度行動障害児支援加算、個別サポート加算（Ⅰ）及び個別サポート加算（Ⅱ）は、それぞれの要件に該当する場合、いずれの加算も算定できるものと考えて良いか。

（答）

貴見のとおり。

（専門的支援加算①）

問 62 児童指導員等加配加算と専門的支援加算について、算定する上での優先順位はあるのか。

（答）

優先順位は無いので、事業所において算定する加算を選び、都道府県等に届出を行うことができる。

（専門的支援加算②）

問 63 専門的支援加算について、心理指導担当職員の配置により加算する場合は、公認心理師などの資格を有する者を配置した場合に限定されるのか。

＜参考：厚生労働大臣が定める児童等（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号）（抄）＞

※「心理指導担当職員」に関する規定

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第 1 の 1 の注 8 の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員
次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

（答）

心理指導担当職員として配置する職員については、人材確保の観点も考慮し、

公認心理師などの資格を有する者に限定しないこととしている。

なお、児童指導員等加配加算や障害児入所施設に配置する心理指導担当職員についても、同様に公認心理師などの資格を有する者に限定しないこととしている。

（専門的支援加算③）

問 64 多機能型事業所の特例により、午前中に児童発達支援、午後に放課後等デイサービスを実施している多機能型事業所において、専門的支援加算における、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者を常勤換算で1以上配置する場合、児童発達支援の提供時間だけで常勤換算を計算するのか。もしくは、多機能型事業所として放課後等デイサービスでの配置時間も含めて計算するのか。

（答）

専門的支援加算で算定する専門職については、常勤換算で1以上配置する必要がある。問のような多機能型事業所については、午後の時間も含め、常勤換算で1以上の専門職を配置することで要件を満たすものとする。

（専門的支援加算④）

問 65 多機能型事業所の特例により、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所を実施しており、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者を配置して専門的支援加算を算定する場合、児童発達支援の利用者についてのみ算定することとなるのか。

（答）

貴見のとおり。常勤換算の時間には多機能型事業所としての放課後等デイサービスに従事した時間も含めることができるが、報酬の算定は、児童発達支援のみ可能となる。

（専門的支援加算⑤）

問 66 児童発達支援における専門的支援加算の要件のうち、「5年以上児童福祉事業に従事した」ことについて、どのように確認することが考えられるのか。

（答）

児童指導員又は保育士の資格を取得した日及び当該日以降に児童福祉事業を行う事業所で子どもへの直接支援に従事した在職期間や従事日数が分かる証明書等により確認することが考えられる。

また、日数については、在職期間の合計が5年以上であって、従事日数の合計が900日以上とすることを想定している。

（看護職員加配加算）

問 67 看護職員加配加算について、地域における感染症のまん延により、利用を控える利用者が多かったことや、自治体からの要請等で事業所に受け入れる 1 日当たりの利用者の人数を減らさざるを得なかったため、前年度の利用実績が下がり、看護職員加配加算を算定するための要件が満たせなかった。このような場合に、留意事項通知（※）の第二の 2（1）④の 3（四）エ（iii）を適用し、他の適切な方法により算定することとしてよいか。

（※）「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」（抄）

第二の 2（1）④の 3

（四）（一）及び（二）における障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。

（iii）これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。

（答）

ご照会の留意事項通知の規定の適用については、都道府県等の判断により取り扱って差し支えない。

（30 分以下の放課後等デイサービス）

問 68 30 分以下の放課後等デイサービスの提供は、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要があると市町村が認めた就学児に限り、報酬の対象になったが、市町村が認めるに当たり、具体的な事務はどのように行うのか。また、当該取扱いを認める期間の上限はあるのか。

（答）

基本的には、以下のような流れを想定しているが、各市町村の実情に応じて、具体的な事務の流れを定めて差し支えない。

- ① 事業所において、当該障害児の保護者と相談の上、徐々に在所時間数を延ばすこととする支援を放課後等デイサービス計画に位置づける。
- ② 事業所から市町村に連絡し、このような支援の必要性等について説明する。
- ③ 市町村において、30 分以下の支援について認める・認めないを判断し、その結果を事業所に伝える。
- ④ （認められた場合）事業所で 30 分以下の支援を行い、その報酬を請求する。

また、認める期間については、就学児の障害の特性等により異なることが考えられるため、上限は設けないこととしており、個々の就学児の状況に応じて決定されたい。

なお、認めるに際しては、当該放課後等デイサービス事業所の支援の内容が、当該就学児にとって適当かどうかを含め、障害児相談支援事業所の意見を聞くことも考えられる。

(欠席時対応加算(Ⅱ))

問 69 放課後等デイサービスの欠席時対応加算(Ⅱ)は、就学児の当日の急病等、利用日の前日まで事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定できる。

以下のような場合は算定対象になるのか。

- ① 学校から送迎する時点で顔色が若干悪かったが、明らかな体調不良ではないため、利用を開始したものの、具合が悪くなり、30分以下で利用を中止した場合
- ② 学校の行事の延長等により事業所に来所するのが通常より遅れ、30分以下の利用となった場合

(答)

①については、前日まで事業所が把握できない事情により、利用を開始したものの、その利用を中止している要件に該当するので、算定できる。

②については、前日まで事業所が把握できず、事業者側の予期せぬ事情により30分以下の支援となった事例であることから、①の場合と同様に、「前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合」と同様に取り扱い、算定できるものとする。

(保育所等訪問支援の回数)

問 70 保育所等訪問支援は、保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書において月2回程度の利用が想定されているが、個々の障害児に係るサービス利用計画の作成や給付決定に当たり、必ずしも2回を上限としているものではないと解してよい。

また、どのような場合に月に2回以上の支援が必要と考えられるか

(答)

基本の支給量は2週間に1回程度の訪問支援により、月概ね2回の支援を想定しているが、貴見のとおり、個々の障害児の給付決定の上限を示すものではない。

以下のような場合など、ニーズに応じて月に2回以上の支援を行うことが考えられる。

- ・ 初回の利用で、障害児と訪問先との関係構築に時間を要する場合

- ・ 環境の変化などにより、集団生活において障害児の状態が安定するまで継続して支援が必要と認められた場合
- ・ 障害児の状態が不安定で、集団生活において不適応が生じているなど、緊急性が高く濃密に支援が必要な場合

※ 緊急を要する場合には、柔軟な支給決定を行う。

上記のような対応が必要な場合、適切な支給量が得られるよう障害児相談支援事業所との連携を密にし、障害児利用支援計画案の作成を行うことが基本と考えられる。

(訪問支援員特別加算)

問71 保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援における訪問支援員特別加算は、専門職員（障害児に対する直接支援の業務等に5年以上従事した理学療法士等）が配置されている事業所において保育所等訪問支援等を行うことが要件だが、当該加算は専門職員以外の従業者が支援をした場合も算定できるのか。

(答)

当該加算は、保育所訪問支援等の質の向上を図るために、専門職員を配置して、保育所等訪問支援等を行うことを評価するものである。

専門職員が直接支援を行う場合に限らず、専門職員の経験等を踏まえて他の従業者による支援が行われることにより、事業所全体として質の高い支援が行われることが見込まれることから、専門職員以外の従業者が支援をした場合も、本加算の算定対象となるものである。

ただし、専門職員を配置しているものの、実際には専門職員による支援がほとんど行われていない場合や、専門職員による経験等が、他の従業者による支援に活かされていないことが明らかな場合は、他の従業者による支援については加算の対象として認められない。

(2) 障害児入所施設

(ソーシャルワーカー配置加算①)

問72 ソーシャルワーカー配置加算を算定する上で配置したソーシャルワーカーについて、業務に支障がない範囲で、当該職員を夜勤に従事する職員として配置することは可能か。

(答)

ソーシャルワーカーは専ら地域移行に係る業務を行うために配置することを要件としており、その他の業務に従事することは認められない。

(ソーシャルワーカー配置加算②)

問73 ソーシャルワーカー配置加算を算定する上で配置したソーシャルワーカーは、福祉専門職員配置等加算の算定要件である社会福祉士の人数に含めることができるか。

(答)

できない。福祉専門職員配置等加算の算定要件は、直接処遇職員である児童指導員に占める社会福祉士等の割合が 100 分の 35 以上であること等としており、ソーシャルワーカー配置加算を算定する上で配置したソーシャルワーカーは、専ら地域移行に係る業務を行うものであり、福祉専門職員配置等加算の算定要件に該当しない。

(感染症防止等のための委員会)

問74 医療法に規定する病院としての機能を持つ医療型障害児入所施設や療養介護事業所等（以下「医療型障害児入所施設等」という。）については、医療機関として院内感染対策のための委員会（以下「院内感染対策のための委員会」という。）の開催・指針の策定・研修の実施等が義務づけられている。今回、指定基準（改正後の平成 24 年厚生労働省令第 15 号及び第 16 号）で新たに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染症等対策のための委員会」という。）の開催等が義務づけられたが、医療型障害児入所施設等についても、院内感染対策のための委員会とは別に、指定基準に基づく感染症等対策のための委員会を開催する必要があるのか。

<参考：医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）>

第一条の十一 病院等の管理者は、法第六条の十二の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない。

一～三 （略）

2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない（ただし、第三号の二にあってはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八号の二までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第四号にあっては特定機能病院及び臨床研究中核病院（以下「特定機能病院等」という。）以外の病院に限る。）。

一 院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの（ただし、ロについては、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）

イ 院内感染対策のための指針の策定

ロ 院内感染対策のための委員会の開催

ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施

ニ 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とし

(答)

医療型障害児入所施設等において医療機関として開催している院内感染対策のための委員会において、指定基準で義務づけられた感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する場合については、指定基準で義務づけられた感染症等対策のための委員会の開催の措置を講じているものとして差し支えない。

また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針、研修、訓練についても同様に取り扱って差し支えない。

6. 一部訂正及び削除するQ&A

(1) 一部訂正するQ&A

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ&Aを一部訂正する。

(介護給付費等の算定に関するQ&A VOL. 1 (平成18年11月13日事務連絡) 問10は以下のとおり訂正する。)

問10 グループホーム~~又はケアホーム~~において短期入所を実施する場合に、共同生活住居内の空室等を利用しなければならないこととされているが、利用者が入院又は外泊期間中当該利用者の居室を短期入所として活用することは可能か。

(答)

グループホーム~~等~~において短期入所を実施する場合、当該グループホーム~~等~~において短期入所を実施するために必要な人員を確保した上、共同生活住居内の空室や利用者の家族等が宿泊するためのゲストルーム等を活用することは差し支えないが、利用者が入院又は外泊期間中の当該利用者の居室については、当該利用者とグループホーム事業者等との間で賃貸借契約等が締結されていることから、家賃等が支払われている間については、短期入所の用に供することはできない。

(障害福祉サービスに係るQ&A VOL. 3 (指定基準・報酬関係) (平成20年3月31日事務連絡) 問8は以下のとおり訂正する。)

問8 居宅介護における通院介助の対象範囲については、平成20年4月1日から、病院等へ通院する場合に加え、居宅介護利用者が、公的手続又は相談のために官公署を訪れる場合も対象として追加されたが、グループホーム~~・ケアホーム~~入居者についても対象範囲が拡大されたと考えてよい。

(答)

1. グループホーム~~・ケアホーム~~入居者においても、公的手続きを行う際に支

援を必要とする場合が想定されるが、指定基準により、「事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。」と規定されているため、今回の通院介助の対象範囲を拡大する措置は適用されない。

（平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 5（平成 24 年 8 月 31 日事務連絡）問 2 は以下のとおり訂正する。）

（定員超過減算の取扱い）

問 2 指定一般相談支援事業者からの委託により、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在を受け入れた指定障害福祉サービス事業所における定員超過減算の取扱い如何。

（答）

指定一般相談支援事業者からの委託により受け入れた指定障害福祉サービス事業所の従業者が、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在の利用者に対しても一定の支援を行うこととなるため、正規の利用者数に「地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在の利用者数」を加えて、定員超過減算の適用について判断すること。

なお、グループホーム・~~ケアホーム~~については、定員を超過して受け入れることができないので留意すること。

（平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 5（平成 24 年 8 月 31 日事務連絡）問 3 は以下のとおり訂正する。）

（指定基準上の人員配置に係る前年度の利用者数の取扱い）

問 3 指定一般相談支援事業者からの委託により、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在を受け入れた指定障害福祉サービス事業所における指定基準上の人員配置に係る「前年度の利用者数」の取扱い如何。

（答）

指定基準においては、「前年度の利用者数」を基に必要な人員配置を行うこととしている。

指定一般相談支援事業者からの委託により、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在を受け入れた指定障害福祉サービス事業所については、正規の利用者数に「地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在の利用者数」を加えて、「前年度の利用者数」を算定することとする。

なお、生活介護については利用者の障害支援区分の平均により、~~ケアホームに~~
~~ついては個々の利用者の障害程度区分により~~指定基準上の人員配置が定まるが、
区分1又は区分認定非該当者については、区分2として取扱うこととする。
＊報酬算定上満たすべき従業員の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定
する際の「前年度の利用者数」についても同様である。

（平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.5（平成24年8月31日事務連絡）問39は以下のとおり訂正する。）

問39 グループホーム・~~ケアホーム~~と生活介護事業所等の日中活動サービス事業
所の間で送迎を行った場合、送迎加算を算定できるか。

（答）

算定できる。

（平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日事務連絡）問75は以下のとおり訂正する。）

（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）

問75 精神障害者生活訓練施設からグループホームに移行した事業所が、その
後、宿泊型自立訓練に移行した場合は、法附則第20条の設備に関する経
過措置は適用されないのか。

（答）

法附則第20条の宿泊型自立訓練の設備に関する経過措置については、平成18年10月1日に運営していた精神障害者生活訓練施設等を適用対象としていることから、その時点で運営していた施設等については、グループホームに移行した後に宿泊型自立訓練に移行した場合であっても当該経過措置が適用される。

また、これと同様に、平成18年10月1日に運営していた精神障害者生活訓練施設等が宿泊型自立訓練に移行した後にグループホーム・~~ケアホーム~~に移行した場合（平成18年10月1日以降に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く）には、法附則第19条の精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例が適用される。

（平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成26年4月9日事務連絡）問33は以下のとおり訂正する。）

問33 医療連携体制加算 ~~(V)~~ **(VII)**については、職員として看護資格を有する者を配置していれば算定可能か。看護師として専従であることが必要か。

（答）

職員（管理者、サービス管理責任者、世話人又は生活支援員）として看護師を配置している場合については、医療連携体制加算 ~~(V)~~ **(VII)**を算定対象となり得

る。訪問看護ステーション等、他の事業所との契約により看護師を確保する場合については、グループホームにおいては、看護師としての職務に専従することが必要である。

（平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（平成 26 年 4 月 9 日事務連絡）問 34 は以下のとおり訂正する。）

問 34 医療連携体制加算 ~~(VII)-(V)~~ の算定要件として、看護師の基準勤務時間数は設定されているのか。（24 時間オンコールとされているが、必要とされる場合に勤務するといった対応でよいのか。）

（答）

看護師の基準勤務時間数は設定していないが、医療連携体制加算 ~~(VII)-(V)~~ の請求において必要とされる具体的なサービスとしては、

- ・利用者に対する日常的な健康管理
- ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整等を想定しており、これらの業務を行うために、当該事業所の利用者の状況等を勘案して必要な時間数の勤務が確保できていることが必要である。（事業所における勤務実態がなく、単に「オンコール体制」としているだけでは、医療連携体制加算 ~~(VII)-(V)~~ の算定は認められない。）

（平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（平成 26 年 4 月 9 日事務連絡）問 35 は以下のとおり訂正する。）

問 35 協力医療機関との連携により、定期的に診察する医師、訪問する看護師で医療連携体制加算 ~~(VII)-(V)~~ の算定は可能か。また、連携医療機関との連携体制（連携医療機関との契約のみ）を確保していれば加算の請求は可能か。

（答）

医療連携体制加算 ~~(VII)-(V)~~ は、高齢の障害者や医療ニーズのある者であっても、可能な限り継続してグループホームに住み続けられるように、看護師を確保することによって、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。

このため、看護師を確保することなく、単に協力医療機関の医師による定期的な診療が行われているだけでは算定できず、また、協力医療機関との契約のみでは、算定できない。

なお、協力医療機関との契約内容が、看護師の配置について医療連携体制加算（V）を算定するに足る内容であれば、算定をすることはあり得る。

（平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（平成 26 年 4 月 9 日事務連絡）問 36 は以下のとおり訂正する。）

問 36 医療連携体制加算 ~~(VII)-(V)~~を算定するため、同一法人の他事業所に勤務する看護師を活用する場合、双方の常勤換算はどのように考えられるのか。
(他事業所に常勤配置とされている従業者を併任してもよい)

(答)

留意事項通知にあるとおり、併任で差し支えない。常勤換算については、双方の事業所における勤務時間数により、それぞれ算定する。

(平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (平成 26 年 4 月 9 日事務連絡) 問 37 は以下のとおり訂正する。)

問 37 医療連携体制加算 ~~(VII)-(V)~~について、看護師により 24 時間連絡体制を確保していることとあるが、同一法人の他の事業所の看護師を活用する場合、当該看護師が当該他の事業所において夜勤を行うときがあっても、グループホームにおいて 24 時間連絡体制が確保されていると考えてよい。

(答)

医療連携体制加算 ~~(VII)-(V)~~は、看護師と常に連携し、必要なときにグループホーム側から看護師に医療的対応等について相談できるような体制をとることを求めているものであり、他の事業所の看護師を活用する場合に、当該看護師が夜勤を行うことがあっても、グループホームからの連絡を受けて当該看護師が必要な対応をとることができる体制となっていれば、24 時間連絡体制が確保されていると考える。

(平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (平成 26 年 4 月 9 日事務連絡) 問 38 は以下のとおり訂正する。)

問 38 医療連携体制加算 ~~(VII)-(V)~~の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」の具体的項目は決められるのか。

(答)

留意事項通知にあるとおり、「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、急性期における医師や医療機関との連携体制などを考えており、これらの項目を参考にして、各事業所において定めていただきたい。

また、「重度化した場合における対応に係る指針」は、入居に際して説明しておくことが重要である。

なお、指針については、特に様式等は示さないが、書面として整備し、重要事項説明書に盛り込む、又は、その補足書類として添付することが望ましい。

(平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (平成 26 年 4 月 9 日

事務連絡) 問 46 は以下のとおり訂正する。)

問 46 共同生活援助を体験利用する場合、障害支援区分の認定を受けていない者については新たに区分認定が必要となるのか。

(答)

体験利用以外の利用の場合と同様に、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を希望する場合においては、障害支援区分の認定が必要となる。なお、日中サービス支援型指定共同生活援助を体験利用する場合も障害支援区分の認定が必要である。

(平 26.4.9 平成 26 年度障害福祉サービス等制度改正に関する Q & A VOL.3 問 46・一部改正)

(平 21.4.30 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A VOL.3 問 10-2・一部改正)

(平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (平成 26 年 4 月 9 日事務連絡) 問 47 は以下のとおり訂正する。)

問 47 指定共同生活援助、~~及び~~外部サービス利用型指定共同生活援助~~及び~~日中サービス支援型指定共同生活援助を各々体験的に利用する場合、各々、連続 30 日以内かつ年間 50 日以内で利用することができるのか。

(答)

各々、連続 30 日以内かつ年 50 日以内の算定が可能であるが、市町村においては、支給決定に際し、必要性等を十分に勘案して判断されたい。

(平 26.4.9 平成 26 年度障害福祉サービス等制度改正に関する Q & A VOL.3 問 47・一部改正)

(平 21.4.30 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A VOL.3 問 10-3・一部改正)

(平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (平成 26 年 4 月 9 日事務連絡) 問 49 は以下のとおり訂正する。)

問 49 指定共同生活援助~~及び~~日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する際に、当該利用者が居宅介護や重度訪問介護を個人単位で利用することはできるか。

(答)

通常の指定共同生活援助~~及び~~日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者と同様の要件を満たしているのであれば可能。なお、その際の報酬単価は、通常の指定共同生活援助~~及び~~日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者が個人的に居宅介護等を利用する際と同様の単価を算定することとなる。

(平 26.4.9 平成 26 年度障害福祉サービス等制度改正に関する Q & A VOL.3 問

49・一部改正)

(平 21.4.30 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A VOL.3 問 10-5・一部改正)

(2) 削除する Q & A

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下の Q & A については、削除する。

- ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 5 (平成24年 8 月 31日事務連絡) 問55ー 2 (経口維持加算)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 2 (平成27年 4 月 30日事務連絡) 問28 (常勤要件の考え方②)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 3 (平成27年 5 月 19日事務連絡) 問 2 (医療連携体制加算の算定の考え方②)
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 1 (平成30年 3 月 30日事務連絡) 問112 (医療連携体制加算)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2
(令和3年4月8日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 就労系サービス	2
(1) 就労系サービスにおける共通事項	2
(2) 就労移行支援	2
(3) 就労定着支援	4
(4) 就労移行支援・就労定着支援共通	5
(5) 就労継続支援A型	6
(6) 就労継続支援B型	7
(7) 就労継続支援A・B型共通	8
3. 相談系サービス	8
(1) 相談系サービスにおける共通的事項	8
4. 障害児支援	
(1) 障害児通所支援	17
(2) 障害児入所施設	18
5. 一部訂正及び削除するQ & A	18
(1) 一部訂正するQ & A	18
(2) 削除するQ & A	20

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(虐待防止①)

問1 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。

(答)

例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

(虐待防止②)

問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。

(答)

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」とこととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

(虐待防止③)

問3 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

(答)

虐待防止の取組は、①虐待防止委員会を設置し、結果を従業員に周知すること、②従業員に虐待防止のための研修を実施すること、③虐待防止の責任者を置くこととなっている。

このうち、虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わないこととしている。

また、虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認めることとしている。

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して実施する等の取組が考えられる。

また、厚生労働省においては、今後、小規模な事業所における望ましい取組方法（体制整備や複数事業所による研修の共同実施等）について調査研究を行い、令和3年度中に具体的な手法をお示しする予定である。

なお、こうした小規模事業者への配慮は、身体拘束等の適正化のための取組においても同様と考えるものである。

2. 就労系サービス

（1）就労系サービスにおける共通事項

（在宅でのサービス利用の要件の見直し）

問4 在宅でのサービス利用の対象者について、身体障害等により公共交通機関の利用が困難である者以外でも、障害を問わずに希望する者であって、支援効果が認められると市町村が判断した場合については対象とすることが可能ということか。また支援効果はどのように評価するのか。

（答）

対象者については貴見のとおり。在宅利用の支援効果については、就労移行支援においては、一般就労への移行に向けて、就労に必要な知識や能力の向上につながる在宅での訓練メニューがあること、就労継続支援においては就労の機会、生産活動その他の活動の機会の提供が行われており、在宅での訓練メニューがあることを前提とし、個別支援計画に在宅でのサービス利用による支援目標、支援内容が明記され、個別支援計画のモニタリングの機会等で実施効果を定期的に評価し、見直しがなされるかにより評価する。なお、在宅でのサービス利用の留意事項については「就労移行支援・A・Bの留意事項通知」を参照されたい。

（2）就労移行支援

（就労定着者の割合の算出）

問5 就労移行支援サービス費（I）の算定に係る就労定着者の割合について、前年度及び前々年度実績に基づき算出することになったが、具体的な計算例を示されたい。

（答）

計算式及び具体例は以下のとおり。

〔計算式〕

就労定着者の割合＝

(①前年度において就労を継続している期間が6月に達した者の数
＋②前々年度において就労を継続している期間が6月に達した者の数)
÷ (③前年度の利用定員数＋④前々年度の利用定員数)

〔具体例〕

①：8人 ②：5人 ③：20人 ④：20人

就労定着者の割合＝(8人＋5人) ÷ (20人＋20人) ＝32.5%

基本報酬算定区分：就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満

(新規指定の場合の基本報酬の算定)

問6 就労移行支援サービス費（I）の新規指定の場合の就労定着者の割合について、具体例を示されたい。

(答)

別添を参照されたい。

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出)

問7 令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、「令和元年度及び令和2年度」又は「平成30年度及び令和元年度」のいずれか2カ年度の実績で評価することとなっているが、例えば、平成31年4月開所の事業所であって、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合はどのように取り扱うのか。

(答)

ご質問のような事例の場合は、新規指定から2年度目の事業所と同じ取扱いになる。つまり、「100分の30以上100分の40未満」か令和元年度の就労定着者の割合（令和元年度中に就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該年度の利用定員数で除した割合）で基本報酬を算定することとなる。

(基本報酬の算定区分に関する届出書の添付書類)

問8 基本報酬の算定区分に関する届出の際に、雇用契約書等の添付書類を求めているが、前々年度において就労を継続している期間が6月に達した者の添付書類については、前年度の届出時に提出済と思われるが、提出は必要か。

(答)

前年度の届出時に提出済であれば、省略して差し支えない。

(人員基準の緩和)

問 9 就労支援員について常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とするとあるが、利用者数が 15 名以上の場合においても、常勤ではない就労支援員を 2 名以上配置し、常勤換算により人員基準を満たせば良いということか。

(答)

貴見のとおり。例えば、利用者数が 18 名だった場合、常勤換算により 1.2 人分の就労支援員の配置が必要であるが、この場合、常勤換算による勤務時間が 0.6 以上の就労支援員を 2 名配置することが可能である。この場合、当該就労支援員を同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等の従事者として配置し、就労支援ノウハウの共有に努める等、可能な範囲で人材の利活用に努められたい。

(3) 就労定着支援

(基本報酬の支給要件について)

問 10 利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月 1 回以上提供することとあるが、報告書(支援レポート)を提供する範囲についてはどのように考えれば良いか。

(答)

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主の他、当該利用者の就労定着のための支援に関わる就労支援機関(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、地方自治体が設置する就労支援機関等)、医療機関(当該利用者の主治医がいる病院等)、相談支援事業所等の相談支援に関わる支援機関等が想定される。なお、利用者が事業主等に対して障害を開示していない場合等で、利用者が希望しない場合は当該利用者が事業主等に対して支援レポートを開示しないこととして差し支えない。

(定着支援連携促進加算)

問 11 関係機関等との連携強化の一環で、利用者が勤務する企業への訪問や、利用者の主治医の勤務しているクリニック等に同行し、打ち合わせを行う場合は加算が算定されるか。

(答)

算定可能である。ただし、単に利用者の勤務状況の把握のためだけに訪問する場合や、利用者の状態、治療状況の把握を目的として、利用者の診察に同行する場合は算定されない。利用者の就労定着支援計画に基づく支援の実施状況の共有や就労定着支援計画の策定や見直しに係る企業の担当者や主治医の意見の聴取を目的とするものに限る。

(4) 就労移行支援・就労定着支援共通

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算①)

問 12 ケース会議の記録の作成や提出は必要か。

(答)

ケース会議等の参加者、会議の実施結果を個別の支援記録に記載し、都道府県等から求めがあった場合は速やかに提出できるようにしておけば、ケース会議の記録の作成や提出は不要である。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算②)

問 13 ケース会議には必ず本人が出席しなければならないのか。

(答)

必ずしも本人の出席は必要ではないが、利用者の個別支援計画に関するケース会議であるため、本人が出席していない場合には、会議の結果、個別支援計画の作成や見直しがどのようになされたかは必ず本人に伝達すること。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算③)

問 14 1 回のケース会議の時間数や、対象となる利用者数に制限はあるか。

(答)

特段の制限は設けないが、短時間の間に多数の利用者のケースを扱っている場合などは、会議記録等により、適切にケース会議が実施されているかを確認すること。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算④)

問 15 支給決定市町村の支給決定事務担当者は「障害者の就労支援に従事する者」としてケース会議に参加することは可能か。

(答)

可能である。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算⑤)

問 16 ケース会議は必ず加算を算定する事業所が主催する必要があるか。地域の就労支援機関等が主催する合同のケース会議において、自事業所の利用者のケースを扱う場合には算定できないか。

(答)

当該利用者の個別支援計画の見直しやモニタリングに係るケース会議であれば、加算を算定する事業所が主催ではない場合も算定可能である。

(5) 就労継続支援A型

(スコア：多様な働き方)

問 17 就業規則その他これに準ずるものとあるが、こういったものが認められるか。各利用者の労働契約書に記載されているものは対象となるか。

(答)

利用者の多様な働き方につながる各制度について、当該就労継続支援A型事業所の全ての利用者が希望した時に利用できるようにする必要があり、そのためには当該就労継続支援A型の全ての利用者に適用される就業規則に位置づける必要があり、各利用者の労働契約書にのみ記載されていることをもって評価することはできない。なお、労働基準法による就業規則の作成義務の対象は従業員が常時10人以上の事業所であるため、これに該当しない事業所が、就業規則に準ずるものに記載している場合は評価の対象とする。

(スコア：支援力向上①)

問18 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受検の勧奨に関する事項において、当該就労継続支援A型事業所が独自で定めている資格制度、検定制度は評価の対象となるか。

(答)

免許及び資格等については、原則として、当該就労継続支援A型事業所の利用者であるか否かに関わらず、広く受検できるものを評価の対象とするが、当該事業所が独自で定めている資格、検定等を取得することによって、当該事業所の他の利用者に比べて高い賃金額に昇給できるといったキャリアアップの実績が明確であって、自治体が認める場合においては評価の対象としてよい。

(スコア：支援力向上②)

問19 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受検の勧奨に関する事項において、検定の受検料や検定にかかる外部の研修受講費の補助等が考えられるが、一方で利益供与の禁止における障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘引行為との関係如何。

(答)

検定の受験料や検定にかかる外部の研修受講費の補助等は当該事項における制度の整備状況として評価することが可能である。一方で当該就労継続支援A型事業所の利用を検討している利用者に対して、当該制度が利用できることをパンフレット等で殊更に強調することは、当該事業所を利用しようとする利用者の意思決定を歪め、利用者誘引行為となる可能性があるので、留意すること。

(スコア：支援力向上③)

問 20 「職員が当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修、学会等又は学会誌等 において発表した回数」の評価において学会等について一定規模以上の参加者のもと、当該就労継続支援A型事業所の取組について発表していることとあるが、一定規模以上の参加者とはどの程度の規模か。

(答)

少なくとも30名を越える参加者のもと、発表が行われていることをもって評価する。

(スコア：支援力向上④)

問 21 学会等には、例えば、一般市民に対するセミナーや大学の生徒に対する講義は含まれるか。

(答)

本項目は、当該就労継続支援A型事業所の取組を学会等において情報発信・情報提供することで、他の事業所や企業において、障害者の就労支援に関する取組がより促進されることを期待して設けられた項目であるため、セミナーや講義の対象者が一般市民や大学の生徒に限られる場合は、学会等には含まれない。

(スコア：地域連携活動)

問 22 地域連携活動における地域とはどの範囲を指すのか。

(答)

地域連携活動については利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の幅を広げていくことを目的としており、ここで定める地域とは利用者が日常的に生活する地域の圏内を想定しており、特定の範囲を定めているものではない。

(6) 就労継続支援B型

(地域協働加算①)

問 23 「持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組」とは、具体的にどのような取り組みを指すのか。例えば、事業所内で雑貨、食料品の小売販売や飲食店を営業している場合も対象となるか。

(答)

この加算は、「利用者の、地域での活躍の場・活動の場を広げること」を目的に

創設するものであるため、各事業所の創意工夫による取組を後押しするよう運用することを想定している。このため、就労及び生産活動の一環として、「地域に出て取り組むこと」や「地域課題の解決のために取り組むこと」、「地域の方々と取り組むこと」などが、その対象の範疇となる。例示されたものについても、上記趣旨に合致するのであれば対象となり得る。

(地域協働加算②)

問 24 「インターネットの利用、その他の方法により公表」とあるが、作業の様子や地域との交流の様子をブログで紹介した場合等も含まれると解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

(7) 就労継続支援 A・B 型共通

(就労移行連携加算①)

問 25 同一の法人内や多機能事業所内での就労移行支援事業所への移行も対象に含まれるか。

(答)

含まれる。

(就労移行連携加算②)

問 26 当該利用者が就労移行支援の支給決定を受けた日の前日から起算して過去 3 年以内に就労移行支援の支給決定を受けていた場合は算定しないとするが、この場合の支給決定を受けた日の前日とは「支給決定期間の開始日の前日」という解釈でよいか。

(答)

貴見のとおり。

2. 相談系サービス

(1) 相談系サービスにおける共通的事項

(加算共通①)

問 27 加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいか。

(答)

以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。

- ① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算
- ② 居宅介護支援事業所連携加算における「会議参加」と退院・退所加算
- ③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（Ⅰ）及び退院・退所加算

(加算共通②)

問28 記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

(答)

各加算（体制を評価するものを除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成30年3月30日障害福祉課事務連絡）の別添資料2は廃止する。

加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】 初回加算（重ねて算定する場合） 集中支援加算（訪問） 居宅介護事業所等連携加算（訪問） 保育・教育等移行支援加算（訪問）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容
入院時情報連携加算（Ⅰ）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名、対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算 医療・保育・教育連携加算	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算（会議開催、会議参加） 居宅介護事業所等連携加算（会議参加） サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算（会議参加）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） ・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） ※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。
サービス提供時モニタリング加算	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・訪問した機関名、場所及び対応者氏名 ・訪問年月日、開始時刻、終了時刻 ・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 ・サービス提供時の利用者の状況 ・その他必要な事項

（加算共通③）

問 29 体制を評価する加算（主任相談支援専門員配置加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、ピアサポート体制加算）を算定するためにはどのような手続きが必要か。

(答)

体制を評価する加算を算定するに当たっては事前に文書により届け出ることが必要である。届出に当たっての文書及び入院時情報提供書については、標準様式を参考とされたい。

(加算共通④)

問 30 令和 3 年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。

(答)

以下の加算については、基本報酬を算定しない月にのみ算定可能である。

①集中支援加算

②居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」

(基本報酬（複数事業所による協働体制）)

問 31 地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所による協働体制が確保されている場合、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できるとされているが、具体的にどのような場合に算定できるのか。

(答)

留意事項通知で示しているとおり、協働体制を確保する事業所間において協定を締結していること、協働体制を維持できているかについて協定を締結した事業所間において定期的（月 1 回）に確認が実施されていること等の体制が確保されていることが必要になる。

なお、協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や 24 時間の連絡体制確保要件について、複数の事業所で要件を満たすことを可能としているが、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要である。

(※障害児相談支援についても同様)

(基本報酬)

問 32 協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。

(答)

少なくとも以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

(居宅介護支援事業所等連携加算)

問 33 「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了後 6 月の算定について、サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。

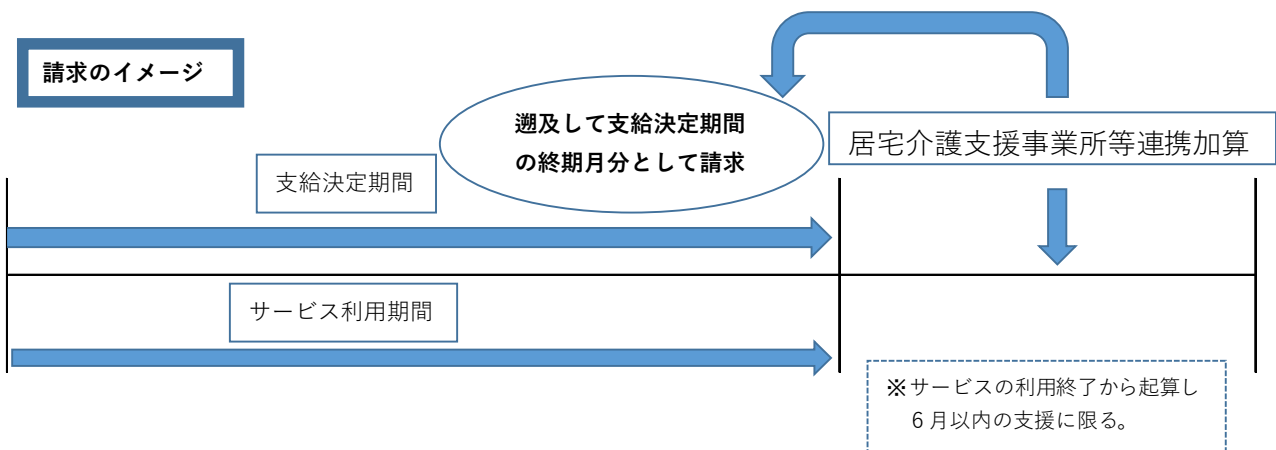
(答)

厚生労働省令（第 34 条の 54）において支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とされている。

このため、以下に示す方法により算定すること。

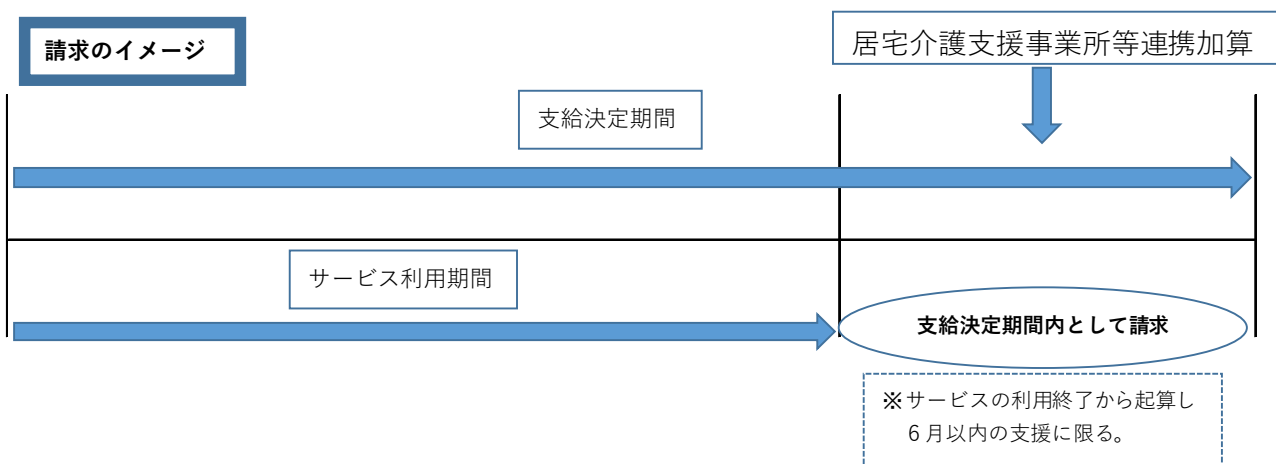
(i) 支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合

サービス利用終了から起算して 6 月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間の終期月分として改めて請求すること。



(ii) 支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった（サービスの利用を終了した）場合

支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること。



(i) の場合、①居宅等を訪問し、面接を行った場合、②居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加した場合については、原則として終期月に実施することとされている継続サービス利用支援と同月の請求となることから、国保連合会での一次審査のチェックは警告として市町村審査の対象となるため、市町村においては適正な請求であるか確認の上支給すること。

(ii) の場合において、サービスの利用終了に伴い、支給決定の取消しを行った場合※については、(i) と同様の方法によって請求を行うこと。

「保育・教育等移行支援加算」についても算定方法及び審査方法の取扱いと同様である。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【一部抜粋】

(支給決定の取消し)

第 25 条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

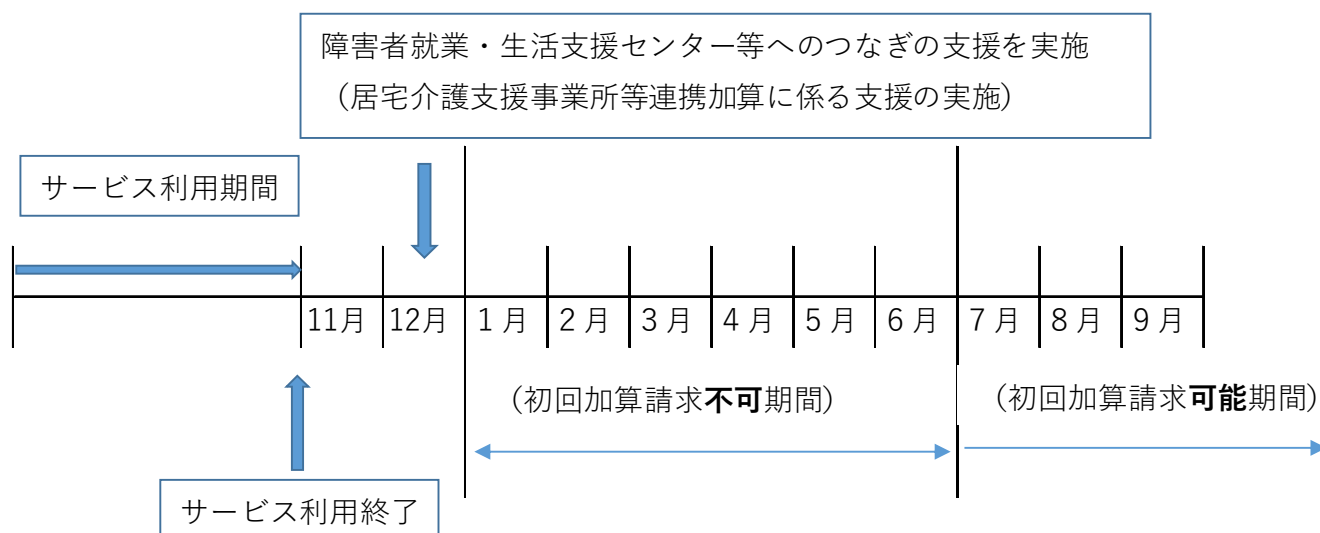
一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

(初回加算)

問 34 初回加算の算定月から、前 6 月において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できないとされているが、具体的にはどのような場合か。

(答)

以下の図のとおり、居宅介護支援事業所等連携加算を取得した場合は、加算を取得した最終月から 6 月経過するまでは、初回加算を取得できないという趣旨である。



(居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算)
問 35 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

それぞれ、主な連携先は以下を想定している。

加算名	連携（つなぎ）先
居宅介護支援事業所等連携加算 (介護保険への移行、進学、企業等への就職による障害福祉サービス利用終了時)	指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
保育・教育等移行支援加算 (進学、企業等への就職による障害児通所支援利用終了時)	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
集中支援加算	障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関(※)及び地方自治体 (※) 公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例 保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター

(集中支援加算)

問 36 「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。

(答)

「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者に利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、利用者や家族の会議への参加を算定の要件としている。

一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者と接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。

(居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算)

問 37 「居宅介護支援事業所等連携加算」、「保育・教育等移行支援加算」の算定に当たって「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」(計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報)とは具体的に何か。

(答)

「居宅介護支援事業所等連携加算」等の対象として「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容(※)等の情報提供を指す。

(※) 当該利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況

(モニタリング)

問 38 モニタリング標準期間について、利用者の状況に応じて標準以外の期間を設定してもよいか。

(答)

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない。

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

4. 障害児支援

(1) 障害児通所支援

(医療的ケア)

問 39 従来より看護職員加配加算等の算定対象となってきた「医療的ケア」について、「厚生労働大臣が定める医療行為」（令和3年厚生労働省告示第89号）として改めて示されたが、「医療的ケア」に係る「医療行為」の範囲が変更になったのか。

(答)

同告示は、従来より看護職員加配加算等の算定の対象となってきた「医療的ケア」について、障害児通所支援における医療的ケア児に係る基本報酬等の算定対象とする上で、改めてお示ししたものであるが、「医療行為」の範囲について新たな解釈をお示しするものではない。

(事業所内相談支援加算 (I))

問 40 報酬告示において、障害児及び保護者の相談援助の内容について、「当該障害児の療育に係る相談援助」と記載された。従来は、必ずしも障害児の療育そのものの内容でなくとも、障害児の療育に関わる保護者からの幅広い内容の相談援助であっても加算の対象としてきたが、今回の改定後は、障害児の療育そのものに関する相談援助しか対象にならないのか。

(答)

「当該障害児の療育に係る相談援助」とは、直接的に、障害児の療育そのものの相談援助でなくとも、障害児のより良い療育に影響する内容の相談援助（例えば、保護者の状態や家庭環境が障害児の療育に影響を及ぼしている場合における当該状況の改善に係る内容）であれば、加算の対象として差し支えないものとする。

(居宅訪問型児童発達支援等)

問 41 精神障害等により外出が困難な状態にある就学児や、行動障害により放課後等デイサービスにおける集団を前提とした支援が困難な児童に対して、支援を行いうるサービスはあるか。

(答)

従来よりお示ししているとおり(※1)、居宅訪問型児童発達支援については、外出することが著しく困難な障害児(18歳未満)に対し、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を提供するものであり、精神障害や行動障害により外出や集団生活が著しく困難である障害児(就学児含む)はこの対象になり得る。

なお、こうした居宅訪問型児童発達支援を行うに際しては、障害児相談支援事業所による相談支援を行った上で、児童の状態を見極めながら、できる限り、段階的に障害児通所支援等へつなげていく等(※2)、集団生活への移行を念頭においた支援を行っていくことが望まれる。また、集団生活への移行支援に際しては、医師や児童相談所の意見書等の客観的な評価も参考にしながら、児童に適した必要な支援を提供していくことが重要である。

(※1) 平成30年3月6日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行における新サービス等の取扱いについて」

(※2) 居宅訪問型児童発達支援は、対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えないこととしている。(令和2年6月26日付け事務連絡「居宅訪問型児童発達支援の実施について」)

(2) 障害児入所施設

(強度行動障害児特別支援加算)

問 42 医療型障害児入所施設は、主として自閉症児を入所させる施設、主として肢体不自由児を入所させる施設及び主として重症心身障害児を入所させる施設があるが、強度行動障害児特別支援加算を算定できるのはいずれの施設か。

(答)

いずれの施設についても算定可能である。

5. 一部訂正及び削除する Q & A

(1) 一部訂正する Q & A

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下の Q & A を一部訂正する。

(介護給付費等の算定に関する Q & A VOL. 1 (平成 18 年 11 月 13 日事務連絡)

問 10 は以下のとおり訂正する。)

問 10 グループホーム~~又はケアホーム~~において短期入所を実施する場合に、共同生活住居内の空室等を利用しなければならないこととされているが、利用者が入院又は外泊期間中当該利用者の居室を短期入所として活用することは可能か。

(答)

グループホーム~~等~~において短期入所を実施する場合、当該グループホーム~~等~~において短期入所を実施するために必要な人員を確保した上、共同生活住居内の空室や利用者の家族等が宿泊するためのゲストルーム等を活用することは差し支えないが、利用者が入院又は外泊期間中の当該利用者の居室については、当該利用者とグループホーム事業者等との間で賃貸借契約等が締結されていることから、家賃等が支払われている間については、短期入所の用に供することはできない。

(平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 1 (平成 27 年 3 月 31 日事務連絡) 問 53 は以下のとおり訂正する。)

(~~特定事業所加算機能強化型~~ (継続) サービス利用支援費①)

問 53 ~~特定事業所加算機能強化型~~ (継続) サービス利用支援費の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001) 第二の 2 の(3)の規定に準じた取扱いとする。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

（平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 1（平成 27 年 3 月 31 日事務連絡）問 55 は以下のとおり訂正する。）

（~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費②③~~）

問 55 ~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~における相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

（答）

相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

（平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 1（平成 27 年 3 月 31 日事務連絡）問 56 は以下のとおり訂正する。）

（~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費③④~~）

問 56 ~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~の要件にある基幹相談支援センター等とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

（答）

（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 3（平成 30 年 5 月 23 日事務連絡）問 12 は以下のとおり訂正する。）

（~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~）

問 56 ~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~の算定要件として、取扱件数が 40 件未満であることが示されている~~追加されたが、~~~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

（答）

届出提出月の前 6 月間の実績を基に取扱件数が 40 件未満であるかどうかを判

断することとなる。

例えば、~~平成令和 30~~3年6月から~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~を算定するためには、~~平成令和 30~~3年5月15日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前6月間である~~平成令和 29~~2年11月から~~平成令和 30~~3年4月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

（２）削除するQ&A

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ&Aについては、削除する。

- ・平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成26年4月9日事務連絡）問18（グループホームの夜間体制加算）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 1（平成27年3月31日事務連絡）問54（特定事業所加算②）
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 1（平成30年3月30日事務連絡）問76（基本報酬①）

就労移行支援事業所等の新規指定にかかる基本報酬の算定について

別添

(1) 年度当初サービス開始の例

	R3.4 サービス開始	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
	初年度	2年度目	3年度目	4年度目	
就労定着者※の数	a人	b人	c人	...	
利用定員数	X人	Y人	Z人	...	
就労定着者の割合	「3割以上4割未満」と見なす	「3割以上4割未満」と見なす 又は $a \div X$	$\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$ 又は $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$	$\frac{(b+c) \div (Y+Z)}{(b+c) \div (Y+Z)}$	

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

(2) 年度途中サービス開始の例

	R3.4	R3.6 サービス開始	R4.4	R4.6	R5.4	R5.6	<u>R6.4</u>	R6.6	R7.4
		1年目		2年目		3年目		4年目	
就労定着者の数(暦年)		a人		b人		...		...	
		就労定着者の数(年度)		d人		e人		...	
利用定員数(暦年)		X人		Y人		...		...	
		利用定員数(年度)		V人		W人		...	
就労定着者の割合		(R3.6~R4.5) 「3割以上4割未満」と見なす		(R4.6~R5.5) 「3割以上4割未満」と見なす 又は $a \div X$		(R5.6~R6.3) $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$ 又は $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$		(R6.4~) $\frac{(d+e) \div (V+W)}{(d+e) \div (V+W)}$	

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 3
(令和3年4月16日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 就労系サービス	1
(1) 就労移行支援	1
(2) 就労定着支援	1
(3) 就労継続支援A型	2
3. 施設系・居住支援系サービス	3
(1) 共同生活援助	3

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置④)

問1 「都道府県知事又は市町村が認める研修」を修了した旨の確認について具体的にどのような書類により確認することが考えられるか。

(答)

研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとしているが、当該書類がない場合においては、研修の受講者名簿や研修を実施した団体が発行する受講証明書等により確認することが考えられる。

なお、研修の内容については、研修の実施要綱等により、その目的やカリキュラム等を確認することが必要である。

2. 就労系サービス

(1) 就労移行支援

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出)

問2 平成30年度又は令和元年度の年度途中に新規に指定を受けた事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合、就労定着者の割合の具体的な取扱いを示されたい。

(答)

別添を参照されたい。

(2) 就労定着支援

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出)

問3 例えば、令和元年5月に事業を開始した事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和2年度の実績を用いない場合、就労定着率はどのように算出すればよいか。また、都道府県知事に届け出る利用者数はどのように算出すれば良いか。

(答)

令和3年4月の就労定着率については、新規に指定を受けた日から1年間の就労定着率の算出方法と同様とし、令和3年5月以降の就労定着率については、令和元年5月から令和2年3月までの間に当該事業所を利用した者のうち令和2年3月末時点において就労が継続している者及び令和3年4月に当該事業所を利用

した者のうち令和3年4月末時点で就労が継続している者の合計数を、令和元年5月から令和2年3月までの間に当該事業所を利用した者及び令和3年4月に当該事業所を利用した者の合計数で除して算出する。

また、都道府県知事に届け出る利用者数については、原則、通常どおり、令和2年度の各月の利用者数の合計数を12で除して得た数とするが、この算出方法により得た利用者数が、実態と比して著しく不合理であると都道府県知事が認める場合には、令和元年5月から令和2年3月までの間及び令和3年4月の各月の利用者数の合計数を12で除して得た数として差し支えない。

(3) 就労継続支援A型

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出)

問4 基本報酬の算定に係るスコアの合計点の算出に当たって、「労働時間」及び「生産活動」については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な取扱いが可能となっているが、例えば、令和2年4月に事業を開始した事業所が、この取扱いを適用し、「労働時間」又は「生産活動」のスコアの算出に当たり、令和2年度の実績を用いないこととした場合、どのようにスコアの合計点を算出したらよいか。

(答)

スコアの合計点の算出は要さず、基本報酬の区分が「80点以上105点未満である場合」とみなして基本報酬を算定する。

(スコア：多様な働き方)

問5 「多様な働き方」については、毎年度4月1日時点の就業規則等の整備状況及び前年度における活用実績により評価することとなっているが、前年度における活用実績の根拠となる就業規則等は、前年度の4月1日時点で整備されている必要があるのか。

(答)

「毎年度4月1日時点」というのは、例えば、令和3年度の基本報酬の算定に係るスコアの算出に当たっては、「多様な働き方」の各項目に係る就業規則等の整備状況の評価については、令和3年4月1日時点で就業規則等が整備されていれば1点とする。また、当該項目の前年度における活用実績の評価については、前年度における活用実績の根拠となる就業規則等が、当該項目を活用した時点で整備されていればさらに1点を加点するものであり、必ずしも前年度の4月1日時点で整備されている必要はない。

2. 施設系・居住支援系サービス

(1) 共同生活援助

(医療連携体制加算)

問6 医療連携体制加算(Ⅶ)について、看護師1人につき算定できる利用者数の上限が20人までと設けられたが、1人の看護師が定員20人以下の事業所を複数担当し、利用者の合計が20人超える場合の取扱い如何。

(答)

医療連携体制加算(Ⅶ)については、医療面の適切な支援体制を確保する観点から、看護師1人の確保につき利用者20人を上限としたところであり、複数事業所にまたがる場合においても、看護師1人につき利用者の合計は20人を上限とすること。

このため、当該加算の算定に当たっては、共同生活援助事業所が、当該加算に係る提携先となる病院、診療所、訪問看護ステーション等に対して、当該共同生活援助事業所を担当する看護師の別の共同生活援助事業所における当該加算の算定状況を確認するなどにより、当該加算の算定対象となる利用者の合計が看護師1人につき20人を超えないように算定する必要があること。

(夜間支援等体制加算)

問7 夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ)の夜勤職員・宿直職員は自宅から共同生活住居に巡回する場合も認められるか。

(答)

認められない。

夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ)の夜勤職員・宿直職員は、共同生活援助事業所内に配置する必要がある。

令和3年度の基本報酬の算定に当たり令和2年度の実績を用いない場合の例（就労移行支援）

（１）平成30年7月サービス開始の例

	H30.4	H30.7 サービス開始	H31.4	R1.7	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4
		1年目		2年目		3年目		4年目	
就労定着者※の数		a人		b人			c人	...	
利用定員数		X人		Y人			Z人	...	

（※）就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

	(R3.4～R3.6)	(R3.6～R4.3)
就労定着者の割合	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{a}{X}$	$\frac{(a+b+c) \div \{X + (Y \times 9 + Z \times 3) \div 12\}}{(X \times 30 / 100 + b + c) \div \{X + (Y \times 9 + Z \times 3) \div 12\}}$ 又は $\frac{(a+b+c) \div \{X + (Y \times 9 + Z \times 3) \div 12\}}{(X \times 30 / 100 + b + c) \div \{X + (Y \times 9 + Z \times 3) \div 12\}}$

（２）令和元年7月サービス開始の例

	H31.4	R1.7 サービス開始	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4
		1年目		2年目		3年目	
就労定着者※の数		a人			b人	...	
利用定員数		X人			Y人	...	

	(R3.4～R3.6)	(R3.6～R4.3)
就労定着者の割合	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{a}{X}$	$\frac{(a+b) \div \{X + (Y \times 9 + Y \times 3) \div 12\}}{(a+b) \div \{X + (Y \times 9 + Y \times 3) \div 12\}}$ 又は $\frac{(a+b) \div \{X + (Y \times 9 + Y \times 3) \div 12\}}{(a+b) \div \{X + (Y \times 9 + Y \times 3) \div 12\}}$

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 4
(令和3年5月7日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 生活介護及び施設入所支援の共通的事項	1
(1) 生活介護及び施設入所支援の共通的事項	1
3. 日中活動系サービス	1
(1) 生活介護	1
(2) 短期入所	2
4. 施設系・居住支援系サービス	2
(1) 施設入所支援	2
5. 就労系サービス	3
(1) 就労移行支援・就労定着支援共通	3
(2) 就労継続支援A型	4
(3) 就労継続支援B型	6
6. 障害児通所支援	6
(1) 障害児通所支援における共通事項	6
7. 一部訂正及び削除するQ & A	9
(1) 一部訂正するQ & A	9
(2) 削除するQ & A	10

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(医療連携体制加算)

問1 看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う場合、当該看護職員が同一時間帯に看護の提供を行うことは想定されるか。

(答)

1人の看護職員が、同一時間帯に認定特定行為業務従事者への喀痰吸引等に係る指導と看護の提供を行うことは想定されない。

なお、当該看護職員が、利用者に対し看護の提供も行う場合は、認定特定行為業務従事者への喀痰吸引等に係る指導を行う時間を看護の提供時間から除外すること。

2. 生活介護及び施設入所支援の共通的事項

(1) 生活介護及び施設入所支援の共通的事項

(重度障害者支援加算 (Ⅱ))

問2 基礎研修修了者である職員が、生活介護で4時間従事した後、引き続き施設入所支援で4時間従事した場合、当該職員1人で障害者支援施設が実施する生活介護に通所して利用する利用者5人、施設入所支援で対象となる入所者5人の合計10人について、それぞれ180単位の個別加算を算定することは可能か。

(答)

可能である。

3. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

(重度障害者支援加算 (Ⅰ))

問3 事業者は、利用者が重症心身障害者であるかどのように確認するのか。

(答)

受給者証で確認する。なお、受給者証で確認できない場合は、事業者が市町村に確認をとること。

（２）短期入所

（地域生活支援拠点等）

問４ 地域生活支援拠点等である場合に算定可能な利用開始日の加算について、この「利用開始日」とは、当該事業所を初めて利用する日のことを指すのか。または、当該事業所の各利用期間における利用開始日（初日）を指すのか。

（答）

当該事業所の各利用期間における利用開始日（初日）を指す。

例えば、２泊３日の利用を３回行った利用者の場合、各利用期間における利用開始日（初日）に算定可能であることから、３回算定可能である。

（日中活動支援加算）

問５ 日中活動実施計画の定期的な評価は、どの程度の期間で行う必要があるのか。

（答）

少なくとも６月に１回以上見直しを行い、必要に応じて日中活動実施計画を変更するものとする。

なお、利用者の状態像に変化があった場合は、６月を待たずに当該計画の見直しを行うこと。

４．施設系・居住支援系サービス

（１）施設入所支援

（経口維持加算①）

問６ 経口維持計画の作成や経口維持計画に基づく栄養管理及び支援の期間が６月を超える場合における医師又は歯科医師の指示は、協力医療機関の医師又は協力歯科医療機関の歯科医師である必要があるか。また、当該指示を通院時に受けることも可能か。

（答）

６月を超える場合の指示は、協力医療機関の医師又は協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、入所者の栄養管理及び支援の状況を把握している医師又は歯科医師から受けること。当該指示を通院時に受けることを妨げるものではない。

(経口維持加算②)

問 7 経口維持加算(Ⅱ)は、協力歯科医療機関を定めていることが算定要件となっているが、食事の観察及び会議等に加わる歯科医師、歯科衛生士とは、協力歯科医療機関の職員でなければならないのか。

(答)

歯科医師及び歯科衛生士は、協力歯科医療機関の職員であることが望ましいが、当該機関の職員に限るものではない。

(経口維持加算③)

問 8 水飲みテストとはどのようなものか。

(答)

経口維持加算は、入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていることが必要である。代表的な水飲みテスト法である窪田の方法(窪田俊夫他：脳血管障害における麻痺性嚥下障害 スクリーニングテストとその臨床応用について。総合リハ、10(2)：271-276、1982)をお示しする。

(口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算)

問 9 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」の作成は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき行われるが、技術的助言及び指導を行う歯科医師は、協力歯科医療機関の歯科医師でなければならないのか。

(答)

協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、当該施設の口腔衛生の管理体制を把握している歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士を想定している。

5. 就労系サービス

(1) 就労移行支援・就労定着支援共通

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算)

問 10 ケース会議において、地域の就労支援機関等からの参加者は最低何人以上必要か。

(答)

地域資源に差があることから、一律に要件を設けることは難しいが、多角的な視点による専門的な見地からの助言が受けられるよう、ケース会議を構成するメンバー(本人及び本人の家族を除く)のうち複数名は地域の就労支援機関等からの参加者であることが望ましい。

(2) 就労継続支援A型

(スコア：多様な働き方・支援力向上のための取組)

問 11 「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」(令和 3 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「スコア留意事項通知」という。)の記 2 の (3) 多様な働き方及び (4) 支援力向上のための取組については、8 項目のうち任意の 5 項目を選択し、当該項目ごとに 1 点又は 2 点で評価することとなっているが、該当する項目が 5 項目未満の場合はどのように評価すればよいか。

(答)

該当する項目のみ選択し、当該項目ごとに 1 点又は 2 点で評価すればよい。

(スコア：多様な働き方)

問 12 スコア留意事項通知の記 2 の (3) のアについて、利用者が自力で事業所に通勤するために自動車運転免許の取得に係る支援を行った場合も対象となるか。

(答)

対象に含めて差し支えない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 13 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のアについて、職員の半数以上参加している場合に 2 点となるが、職員の入退社により年度途中で職員数が変動する場合は、いつの時点の職員数で判断するのか。

(答)

研修計画作成段階の職員数で判断するが、その時点で退職することが明らかな職員がいる場合については、当該職員は職員数から除く。なお、年度途中での採用等により職員が増えた場合であって、当該職員が研修を受けた場合は、職員数にカウントして差し支えない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 14 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のアの職員は、賃金向上達成指導員やサービス管理責任者等の他の職種と兼務している管理者は対象に含まれないのか。

(答)

本項目は、いわゆる直接処遇職員の支援力の向上を意図して対象職種を限定しているが、賃金向上達成指導員やサービス管理責任者等の他の職種と兼務している管理者であっても、直接的に利用者に支援を提供している場合については、対象に含めても差し支えない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 15 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のアの研修会に、サービス管理責任者研修は含まれるか。

(答)

含まれない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 16 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のア及びイについて、研修の講演者として登壇した職員が、同じ研修の別のプログラムに参加した場合、どちらの項目も評価することは可能か。

(答)

別のプログラムの受講者として参加した場合はどちらの項目も評価することは可能だが、3 の (4) の①にあるとおり、根拠資料として受講したことを証明する書類等の写しを常備しておく必要があるため留意すること。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 17 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のイについて、学会等については「一定規模以上の参加者のもと」という要件があり、「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 2」(令和 3 年 4 月 8 日) の問 20 において、「一定規模以上」とは「30 名を超える参加者」としているが、研修については規模の要件はないのか。

(答)

本項目は、講演者の所属する就労継続支援 A 型事業所の取組等について、他の事業所や企業等に広く情報発信・情報提供していることを評価することが目的であり、一定規模以上であることが望ましいと考えるが、地域の実情等も踏まえた上で、適切に判断されたい。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 18 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のウについて、視察・実習への参加又は、視察・実習の受け入れは、同一法人内であっても評価してよいか。

(答)

同一法人内であっても評価することは可能である。ただし、本項目は、視察・実習への参加又は受け入れにより、事業所間のノウハウを共有することにより、就労継続支援 A 型事業所全体の経営力や支援の質の底上げを意図しているため、例えば、同一敷地内にある事業所の場合などについては、職員の兼務の実態等を踏まえて慎重に判断されたい。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 19 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のウについて、特別支援学校からの受け入れは評価の対象となるか。

(答)

問 18 のとおりの趣旨であるため、特別支援学校からの受け入れを評価することは想定していない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 20 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のエについて、商談会ではなく、通常行っている個別に企業に営業に行くことは評価の対象となるか。

(答)

本項目は、通常の営業活動に加えて、生産活動収入を増やすための更なる取組として商談会等への参加を評価するものであるため、通常の営業活動のみで評価することは想定していない。

(スコアの公表)

問 21 スコアの合計点及び当該スコアの詳細をインターネットにより公表する場合、自治体や自立支援協議会等のホームページに合同で公表することも可能か。

(答)

可能である。

(スコアの公表)

問 22 障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、スコアの合計点及び当該スコアの詳細を公表することは可能か。

(答)

現時点では、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて公表することはできない。今後、当該システムでの公表が可能となる場合は、別途連絡する。

(3) 就労継続支援 B 型

(工賃向上計画の提出時期等)

問 23 就労継続支援 B 型サービス費 (I) 又は (II) を算定する場合は、工賃向上計画を作成している必要があるが、基本報酬の算定区分の届出は 4 月中、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 (平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「基本指針」という。) における工賃向上計画の提出時期は 5 月末日までと

なっており、時期に乖離がある。また、基本指針では、工賃向上計画の提出先は都道府県であるが、基本報酬の算定区分の届出は、指定権者によっては指定都市又は中核市の場合もある。どのように取り扱えばよいか。

(答)

基本報酬の算定区分の届出時には、工賃向上計画の提出までは求めているため、事業所は、最終的には5月末日までに提出していればよい。また、指定権者が指定都市又は中核市である事業所の場合、基本指針上は、工賃向上計画の提出先は都道府県のみでよいが、報酬請求上の要件の確認等のために当該指定権者から工賃向上計画の提出を求められた場合、事業所は当該指定権者に対し工賃向上計画を提出しなければならない。

(地域協働加算)

問 24 地域協働加算の取組内容を公表する際に、どのような内容を公表すればよいか。

(答)

本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、加算の算定に係る取組がこの趣旨に沿ったものであることが、第三者にも伝わる公表内容であることが望ましい。

6. 障害児支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

(定員超過①)

問 25 定員超過減算は、過去3ヶ月の利用人数の平均が、利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合や、1日の利用人数が利用定員の150%を超える場合等のときに算定することとなっている。定員超過は、そもそも指定基準上「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能とされているが、こうしたやむを得ない事情によって定員超過をした日であって、「過去3ヶ月の利用人数の平均が、利用定員の数に3を加えて得た数を超え」ておらず、「1日の利用人数が利用定員の150%を超え」ていない場合にも、定員超過減算を算定する必要があるのか。

(答)

定員超過減算は、あくまで、「過去3ヶ月の利用児童数の平均が、利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合」等、報酬告示及び留意事項通知に規定する要件を満たした場合に算定するものであり、質問のような場合にまで算定するものではない。

(定員超過②)

問 26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること（例：利用人数が 12 人の場合、児童指導員又は保育士を 3 人配置すること）を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員 10 人の場合で 12 人利用するときに、児童指導員又は保育士を 2 人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

(定員超過③)

問 27 定員超過している場合（定員超過減算にならない場合）に、利用人数に応じた児童指導員等が配置されていない場合は、児童指導員等の人員欠如減算を算定する必要があるのか。

(答)

基本的には必要となるが、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、この限りではない。

(定員超過④)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の

調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

(強度行動障害児支援加算)

問 29 児童発達支援管理責任者が「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者」の要件を満たす場合であっても、強度行動障害児支援加算の算定は可能であると考えて良いか。

また、算定できる場合、算定するのは児童発達支援管理責任者が直接支援を提供しているかどうかは問わず、当該児童発達支援管理責任者が配置されている日は算定できるものと考えて良いか。

(答)

いずれも、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

7. 一部訂正及び削除するQ & A

(1) 一部訂正するQ & A

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ & Aを一部訂正する。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1 (平成30年3月30日事務連絡) 問119は以下のとおり訂正する。)

(地域移行加算)

問 119 障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなすなどのいわゆる「みなし規定」について、福祉型は平成33年3月31日まで延長し、医療型は恒久化したことが、報酬の取扱いに変更はあるのか。

(答)

報酬の取扱いについては、平成30年障害福祉サービス等報酬改定においては、特段変更はなく、現行どおりの取扱いとなる。

※ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、「みなし規定」は令和4年3月31日まで延長している。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1 (平成30年3月30日事務連絡) 問120は以下のとおり訂正する。)

(地域移行加算)

問 120 地域移行加算については、福祉型障害児入所施設のみ、他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能となったが、その趣旨如何。

(答)

福祉型障害児入所施設においては、「みなし規定」の適用を平成 33 年 3 月 31 日までとしており、その期限までに入所中の過齢児をグループホーム等への地域移行又は障害者入所施設等への入所を行う必要があるため、福祉型障害児入所施設にのみ他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能とした。ただし、留意事項通知に示したとおり、当該取扱いは平成 33 年 3 月 31 日までの措置である。

※ 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、「みなし規定」及び地域移行加算の当該取扱いは令和 4 年 3 月 31 日まで延長している。

(2) 削除する Q & A

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下の Q & A を削除する。

- ・ 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1（平成 30 年 3 月 30 日事務連絡）問 101（看護職員加配加算①）、問 112（医療連携体制加算）

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 5
(令和3年6月29日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 就労系サービス	3
(1) 就労移行支援・就労定着支援共通	3
(2) 就労継続支援A型・B型共通	3
3. 一部訂正するQ & A	3
(1) 一部訂正するQ & A	3

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(電磁的記録)

問1 「電磁的記録」とはそもそもどのようなものを指すのか。

(答)

「電磁的記録」とは、電子計算機（パソコン、スマートフォン、タブレット等）による情報処理の用に供されるものをいう。

(電磁的記録による保存)

問2 電磁的記録による保存について、「作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法」とは具体的にどのような方法をいうのか。

(答)

電磁的記録による保存とは、①電子情報処理組織（ネットワークとそれに接続された電子計算機、すなわち、ネットワークに接続されている状態のパソコン、スマートフォン、タブレット等をいう。）を使って作成された電磁的記録を保存する方法、又は②作成された電磁的記録をフロッピーディスク、ミニディスク、シー・ディー・ロムなどに保存する方法をいう。

(電磁的方法による交付①)

問3 電磁的方法による交付について、①「事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」及び②「事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第5条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法」の具体例を教えてほしい。

(答)

①の具体例としては、電子メールなどで、相手のパソコン等のフォルダに電磁的記録を送信する方法が、②の具体例としては、事業者等が自分のホームページに電磁的記録を掲載し、それを利用申込者又はその家族がダウンロードできる状態に置く方法がそれぞれ想定される。

(電磁的方法による交付②)

問4 電磁的方法による交付の方法のうち、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに」「重要事項を記録したものを交付する方法」について、「その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」とは具体的にどのようなものを指すのか。

(答)

「その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」としては、DVDやブルー・レイ・ディスク等の光学ディスク等が想定される。

(電磁的方法による交付③)

問5 電磁的方法による交付の方法は「利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない」とあるが、どのような趣旨か。

(答)

利用申込者に交付した電磁的記録については、当該利用申込者が、紙にプリントアウトすることが可能な状態でなければならないという趣旨である。

(電磁的方法による交付④)

問6 電磁的方法による交付を行うに当たって事前に利用申込者等に対して承諾を得る必要がある事項のうち、「ファイルへの記録の方式」については、例えばテキストファイルやドキュメントファイル、PDFファイルなど、どのファイル形式で記録するかを指すという理解で良いか。

(答)

お見込みのとおり。

(電磁的方法による同意)

問7 電磁的方法による同意について、参考資料として「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」が挙げられているが、具体的にどのような点で参考になるのか。

(答)

文書の成立の真正を証明する手段等について記載されているので、参考にされたい。

2. 就労系サービス

(1) 就労移行支援・就労定着支援共通

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算)

問8 支援計画会議実施加算及び定着支援連携促進加算は、利用者がサービスを利用していない日にケース会議等を開催した場合であっても、算定することは可能か。

(答)

可能である。

(2) 就労継続支援A型・B型共通

(就労移行連携加算)

問9 就労移行連携加算は、利用者が特定相談支援事業所を利用せず、セルフプランにより就労移行支援事業所に移行した場合でも算定することはできるか。

(答)

算定できない。

就労移行連携加算は、就労継続支援A型（又はB型）事業所の利用者が就労移行支援に移行するに当たり、就労継続支援A型（又はB型）事業所が移行先の就労移行支援事業所との連絡調整や、就労移行支援の利用に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業者に対する情報提供等、利用者が円滑に就労移行支援に移行するための支援を評価するものである。このため、報酬告示において「指定特定相談支援事業者に対して（中略）情報を文書により提供した場合」との要件を設けており、一般的に特定相談支援事業所の関与がないいわゆるセルフプランの場合はこの要件を満たさないと考えられる。

3. 一部訂正するQ&A

(1) 一部訂正するQ&A

(令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 (令和3年4月8日事務連絡) 問32は以下のとおり訂正する。)

(基本報酬)

問32

(1) 協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。

(2) 協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能か。

(答)

(1) ~~少なくとも~~以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

(2) ここでいう協定とは、事業所間における取り決めのことをいい、事業所間相互の体制構築について確認し、書面により保管することを趣旨とするものであることから、協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能である。

なお、「協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間」については、他法人の事業所と協定を締結する際に協定事項とすることを想定した事項であり、同一法人内の事業所のみで取り決めるまでもない場合は不要である。

電磁的記録

電磁的記録とは、電子計算機（パソコン、スマートフォン、タブレット等）による情報処理の用に供されるものをいう。

電磁的作成・保存

①－１ 電子的方式

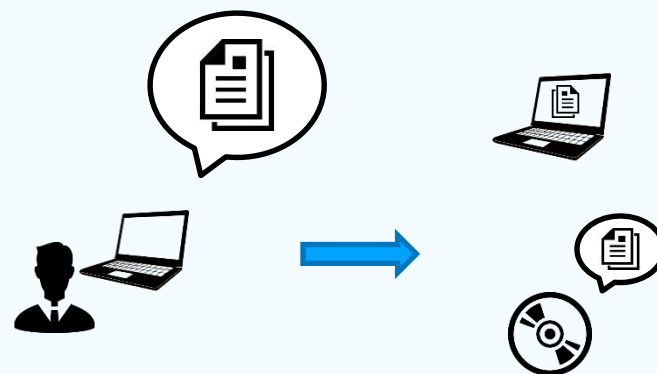
電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により記録を作成し、電磁的記録により保存する方法

（例：パソコンで文書を作成し、パソコン上で保存する）

①－２ 磁気的方式

磁気ディスク等をもって調製する方法により記録を作成し、電磁的記録により保存する方法

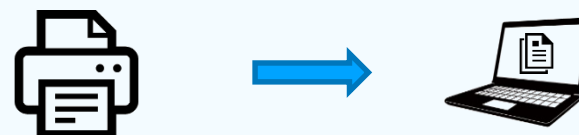
①－１，２（例）



②

紙媒体で保存しているものを、スキャナ等で読み込んでできた画像情報を含む電磁的記録にした上で保存する方法

②（例）



交付

- 事業者は、利用申込者の承諾を得て、重要事項を書いた文書を電磁的方法により提供することができる。

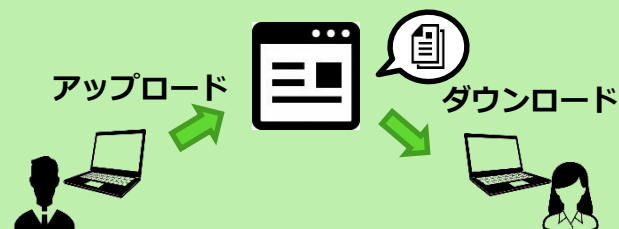
方法①－１

電子メールなどで、相手のパソコン等のフォルダに電磁的記録を送信する方法



方法①－２

事業者等がホームページに電磁的記録を掲載し、それを利用申込者又はその家族がダウンロードできる状態に置く方法



方法②

電磁的記録を作成した磁気ディスク、シー・ディー・ロム等を利用申込者等に交付する方法



交付

- ①－１，２及び②の方法で利用申込者に交付した電磁的記録については、当該利用申込者が、紙にプリントアウトすることが可能な状態でなければならない。
- 事業者等は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、以下に掲げる電磁的方法の種類・内容を示し、文書または電磁的方法（電子メール等）により承諾を得なければならない。
 - ・ ①－１，２及び②の方法のうち、どの方法を使用するか
 - ・ どのようなファイル形式で記録するか（テキストファイル、ドキュメントファイル等）

同意

- 電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等。
- 書面への押印等により同意の意思を確認していた場合の取扱い等については「押印についてのQ&A（令和２年６月１９日内閣府・法務省・経済産業省）」を参照。

※ その他、電磁的方法によることができるものについても、これに準じた取扱いとなる。